

## 第 11 回厚生労働省省内事業仕分け

開催日時：平成 22 年 6 月 17 日（木） 13：01～15：55

開催場所：厚生労働省専用第 22 会議室

出席者：田代座長、安念仕分け人、河北仕分け人、住田仕分け人、江澤仕分け人、

### ○総括審議官

ただいまより、11 回目の厚生労働省の省内事業仕分けを始めたいと思います。先立ちまして、大臣からご挨拶を申し上げます。

### ○長妻厚生労働大臣

みなさまこんにちは。本当に、今日も仕分け人の方始め、傍聴者の皆様、関係者の皆様、ありがとうございます。

本日は、この 3 つの事業、調査関係、あるいは貸付関係の事業について、ご議論をいただくということにさせていただいています。それぞれ個々の事業のご議論を我々としても受け止めるのは当然のことと同時に、それぞれ他の調査についてもいろいろご示唆があれば、横串でそのご指摘に沿って見直しをしていく、あるいは貸付事業についてもそのご指摘に従って他の貸付事業も見直しをしていただくということで、全体に広がるような改革に結び付けていきたいと思っておりますので、ご指導をよろしくお願いいたします。

これは何度も申し上げていることではありますが、2010 年 4 月 1 日に省内事業仕分け室という組織ができて、5 年後も 10 年後もこの省内事業仕分けという文化が定着をして、国民の皆様方に外部から指摘をされる前に、自ら厚生労働省という役所は改革ができる姿勢を示すことで信頼をいただいて、来たるべきいずれの機会には消費税などのご負担をお願いすることになるわけですので、そのときに厚生労働省は一定の信頼ができるというご評価がなければ、国民の皆様はご負担をそのまま受け入れることはありませんので、そういう意味でも非常に重要な会議だと考えています。ぜひ、皆様方の厳しいご指摘、受ける担当部局も真摯にそのご指摘を受け止めて、適切にわかり易い説明、そして費用対効果はこういう考え方でこういうお金を使ってやっているということが、きちんと説明できるようにご協力をいただければと思います。どうもありがとうございます。

### ○総括審議官

本日の進行につきましては、民間有識者の仕分け人のうち、田代さんをお願いしております。よろしくお願いいたします。

### ○田代座長

それでは、ただいまより第 11 回厚生労働省省内事業仕分けを実施したいと思います。本日の進行役を努めさせていただきます、いまご紹介いただきました田代でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、「毎月勤労統計調査」、「介護予防実態調査分析支援事業」及び「住居喪失

離職者等就職安定資金貸付事業」を対象として仕分けを実施したいと思います。

それでは最初に、「毎月勤労統計調査」を取り上げます。初めに、簡単に省内事業仕分け室から概要を説明願います。

(省内事業仕分け室からの説明)

○総括審議官

それでは、資料の次頁に統計調査の概要が書いてあります。毎月勤労統計調査については、資料にありますように、毎月全国調査及び地方調査、対象については常用労働者5人以上の事業所です。抽出調査ですが、全国調査分が約3.3万事業所、地方調査分がそれにプラス1.1万事業所ですが、賃金の総額ですとか、所定外労働時間の状況等々を調査して、毎月公表しているというものです。また、労働者数1~4人の小さな規模の事業所については、特別調査として、年1回、状況を把握しています。これについては、対象事業所として2.5万事業所ですが、毎年1回やっているということです。

予算については、下にあるように、約10億円です。このうち、厚生労働省本省の経費として1.1億円、調査票の配布・回収等は都道府県に委託していますが、都道府県の経費が9.2億円です。

組織体制としては、厚生労働省の中に統計情報部雇用統計課、その中で毎月勤労統計調査の担当が14人おります。都道府県においては、統計主管課に統計調査員、これはこれに専属ということではありませんが、この調査の日当で対応している方ですが、5,061人の方が関わっている体制で行っているものです。概要は、以上です。よろしく願います。

(事業所管部局からの事業説明)

○田代座長

ありがとうございました。

それでは、引き続き、事業所管部局側から本統計の概要を説明いただくとともに、改革案の提示をお願いしたいと思います。なお、時間もあまりありませんので、ポイントを絞って12分以内でお願いしたいと思います。いろいろな資料がある場合には、この資料だと資料を明示してから説明をお願いしたいと思います。制限時間の12分の1分前になるとチャイムがなりますので、よろしくお願いしたいと思います。それでは、早速お願いいたします。

○統計情報部長

統計情報部長、高原でございます。どうぞ、よろしく願います。

では、早速ご説明に入らせていただきます。まず、1頁の左上の欄をご覧ください。この統計は、毎月の賃金、労働時間、雇用を一体的に捉える調査です。労働者が5人以上いる事業所を対象にしています。このような事業所は全国に183万ありまして、全ての事業所を調べることができませんので、そこから4万余りを選んで、調査を実施しております。なお、1人~4人の事業所が220万ありまして、ここについては賃金と労働時間について年1回調査を実施しております。毎月の調査は全国の平均値を出す全国調査

と、都道府県の平均値を出す地方調査の 2 つに分かれております。これについては、後ほどご説明申し上げます。

左下の欄、予算については、いまご説明があったとおりです。

右上の組織体制です。調査員の方は、これは非常勤の方で日当で仕事があるときだけ来ていただいて、仕事をしていただいているという方です。

右下の欄は、調査の方法です。30 人以上の事業所に対しては、調査票の配布・回収とも郵送で行っていきまして、5 人以上 29 人以下の事業所に対しては、予め調査員が調査票をお配りしておきまして、事業主さんのご記入をいただき、期日がきたら回収にお伺いすると。回収する際に、まだ記入されていない方については記入をお願いしたり、あるいは漏れがあったり、計算間違いなどあったらチェックをすることをやっております。それから、この規模については、オンラインによって回答をいただける場合には、オンラインで回答をいただくようお願い申し上げます。

4 人以下の事業所については、調査員が訪問いたしまして、事業主さんから調査票に記入すべき数字の基礎になる数字をお伺いいたしまして、調査員が調査票に記入しています。

次頁、毎月勤労統計調査の業務及び資金のフローの図をご覧くださいと思います。資金の流れはここにお示ししたとおりです。真ん中に都道府県という欄があります。都道府県の欄をご覧くださいますとわかるように、この調査の経費の大半を締めているのは、調査員の手当、日当、それと調査員が事業所に行かれるときの旅費、交通費です。

次頁、この調査で毎月賃金、労働時間、雇用を調べている目的というのは、全国や地域の景気、あるいは雇用情勢、労働情勢の変化を早期に把握して、それに基づいて適切な対策を立て、実施していくためにやっているわけです。当然、正確性が要求されるわけです。例えば、1 年間の変化であれば、かなり大きな値になりますが、それに比べて前の月、前々月といった変化ですとかなり小さな値になっています。この調査では、回答をいただく事業所の数が大きいものですから、こういった小さな変化も正確に捉えることができます。

一方、事業所の数が多いということは、調査を実施する際、あるいはこれを集計したり公表する際にもかなり時間がかかりがちということがあります。この統計の正確性と迅速性をいかにして両立させるかが、この調査を行っていく上での課題です。このためいくつか工夫をしまして、まず 1 つ目として、全国の平均を出すためには、およそ 3 万の事業所からの調査票が出てくるわけですが、これを優先的に集計して公表する。そして少し遅れまして、1 万ほどの調査票を追加して都道府県別の数値を出す、こういうやり方を取っています。

このような工夫をしている結果、例えば 4 月分は月末に調査を行いまして、5 月の末には速報として発表していきまして、そこをお手元の資料として配付しています。また、このページのいちばん下にあるように、確報で 85% という高い回収率を維持できていきまして、統計の正確性も維持できている状況です。

このページの左上の枠をご覧くださいと思いますが、どう利用されているかということです。これは、先ほど申し上げたように、厚生労働省としての雇用情勢、景気情勢、労働情勢判断の基礎資料として使うのが第 1 です。その他、政府として経済状況を国民

に報告しているわけですがけれども、月例経済報告という形の中で、この統計が労働面については大きな要素として使われております。また、毎月迅速に発表されているという特徴を活かして、毎月発表される内閣府の景気動向調査の一致系列の構成要素にもなっております。また、GDTの四半期の推計、諸報酬の推計にも用いられております。

2番目に重要なのが、これは厚生労働省で担当しております労災保険、雇用保険の給付の基礎になっているということです。これらの保険については、1日当たりいくらかという形で給付をするわけですが、その給付日額をこの統計を基に決めることが法律で定められております。そこに示してありますように、労災保険の給付というのは、大体5,000億円、雇用保険が大体9,000億円です。この調査の賃金が仮に1%変化し給付が1%変わるということになりましたと、この統計での賃金1%の変化に対応して、140億円変化が出るということになっています。労働災害に遭われた労働者、あるいは失業された労働者に対する適正な給付を行う意味で、この統計が非常に重要な役割を果たしております。そのほか最低賃金の改定の際の資料等、いろいろ行政として広範に使っています。また、民間からもこの統計は非常に景気に対する判断の上でよく使われている注目の高い統計です。

右上の欄、②をご覧ください。零細企業では、いろいろな問題がありますし、また、零細企業の実態の把握は非常に困難です。特別調査は、労働者1人ひとりについて、賃金、労働時間を調べておりました、性別、年齢別、勤続年数別の賃金を把握することができる唯一の事業所調査です。

次頁に、この調査が活用された事例を少し掲載しております。

最後の頁をご覧ください。これまでこの統計を改善するためにいろいろな措置、取り組みをしてまいりました。主な項目を示しています。コストの削減という点で一番重要なのは、オンラインによる調査票の受付です。オンラインでご回答いただきますと、調査票の郵送料、調査員の日当を減らすことができるわけです。また、集計も迅速に行うことができます。

このオンラインについては、厚生労働省独自のものから政府全体の共通のシステムに移行するといったことをやまして、経費の節減に努めております。

それから、記入負担の軽減ということは、調査する側として当然心がけなければならないことですが、また、負担が軽いとたくさん、きちんと回答していただきまして調査の精度が上がるということもあり、重要ですので取り組んできております。

利用者の利便性の向上ですが、これは基本的にこの統計の中身、結果をどこでもいつでも早く利用したいというご希望でして、これについてはインターネットでの提供を中心として取り組んでいるところです。

次に、資料2、改革案をご覧ください。まず、経費の節減です。この統計の正確性と迅速性を確保しながらコストを削減するのに最も有効なのは、オンライン化の促進です。具体的に申し上げます。調査員が調査している5人～29人の事業所について、1%オンラインで回答いただきますと、大体500万円予算を節減することができます。このオンライン化の率の引き上げというのに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、事務・事業の改善です。昨年3月に「公的統計の整備に関する基本的な計画」が閣議決定されています。この中で厚生労働省の統計について、多岐に渡っていろいろ

な改善が求められているわけです。この調査については、3点改善を求められています。いずれもGDTの四半期の推計の改善に使いたいということです。

1つ目は、5人から29人の事業所の入れ替えの際に起こる断層の解消です。調査対象を変更した場合に少しずれが出ますので、その調整をしてほしいということです。

2つ目は、調査項目の拡大です。現在、私どもがこの調査で離職という形で捉えているものを「解雇、退職」と他の事業所への「転勤」に分けて調査をしてほしいという要望です。

3つ目は、この調査では、月々の賃金とかボーナスなど、現在の賃金を調べているのですが、退職金についても調べてほしいということです。

最後に利便性の向上ということで、更にデータの提供を拡充したいと考えております。以上です。

#### (省内事業仕分け室からの論点提示)

##### ○田代座長

ありがとうございました。それでは、次に省内事業仕分け室から議論の参考として、この調査の論点等の提示をお願いします。

##### ○総括審議官

それでは、資料の10頁をご覧ください。主要な論点として、2つ挙げています。

1つは、いまほど説明がありましたように、毎勤統計調査について、全国調査、地方調査、特別調査の3つをやられているわけですが、それぞれの役割とか、あるいは調査の周期等々、そういったものがいま説明がありましたような調査の目的利用状況から照らして、適切かどうかというのが大きな論点の1つだろうと思います。

2つ目は、これが必要だとして、経費をどう考えていくかということです。現在、約10億円かかっていますが、説明にもありましたように、オンライン化が進めばその分だけ経費が節減されますし、それから5~29人については郵送ではなくて、調査員が回収する手法を取っていますが、郵送調査の拡大等々、コスト削減ということが考えられないかというのが、2つ目です。

細かな論点として、11頁以降にあります。11頁、12頁はいま申し上げたこととほぼ重なっておりますので、飛ばさせていただいて、13頁からです。1つは、これは都道府県の委託費です。都道府県委託費も様々な不正経理事案が発生しております。毎月勤労統計調査については、平成16年度から平成19年度で会計検査院の指摘等で、全県で30万弱ですが、一部不正経理が発生した。こういったところについて、適切に対応する必要があるだろうということです。

2つ目は、県を通じた調査員調査等を行っておりますが、全体としてももう少し民間を活用するような調査手法があり得ないのかどうかというのが、もう1つの論点として書かせていただいております。

次の統計調査の見直しのところで、統計の整備に関する基本的な計画の点については、いま説明があったとおりですが、これにどう対応するかということ。それから、さらの下に書きましたけれども、せっかくやっている統計調査でありますので、国が活用する

だけではなくて、民間等、いろいろな形でデータが使えるようにしていくことが重要だろうと思っておりますが、その辺の改善の工夫がないのかどうかということが論点としてあるのではないかと考えています。以上でございます。

#### (議論)

##### ○田代座長

議論に移りたいと思います。当調査の必要性や改革案の妥当性等を判断するために、仕分け人から質問などをしたいと思います。また、今日は大臣も出席ですが、議論の活性化のために、その都度、必要があれば質問などをお願いしたいと思います。議論の時間はいまから大体 30 分を目安にしたいと思います。質問に対しては、ポイントをとらえて簡潔にお答え願いたいと思います。回答があまり長くなつた場合にはチャイムを 1 回鳴らしますので、それで長くならないようご注意ください。30 分となる 1 分前にチャイムを 2 回鳴らしますので、そこで終わりたいと考えています。仕分け人から、どうぞご自由に。

##### ○住田仕分け人

この重要性は私も非常にわかりますし、関心が非常に高いところだと思っておりますが、標本の単数が書いてありましたが、このサンプリングです。これは 1% ぐらいで十分なのですか。改革には必ず「経費を安くする」「コストを削減する」と、これは当たり前前のことですが、もう少し母数を増やしてやることも必要ではないかと思うのですが、全企業社数の 1% ぐらいのもので全体の把握はわかるのですか。もう 1 つ、どうやって事業者を選ぶのですか。

##### ○統計情報部長

もちろんサンプルは大きければ大きいほど正確性は高まってまいります。先ほど申しましたように迅速に回収、集計する必要があります。それからいろいろコスト面もあり、こういう数字にしています。基本的には、母数に対する何パーセントということも重要であります。数そのものが多くなりますと、それでかなり安定するのは、統計学的にはっきりしていることです。精度については課長から説明申し上げます。

##### ○統計情報部雇用統計課長

給与について全国調査においては、産業大分類別に 1% の誤差率ができるようにということで設計をしています。先ほど部長が申しましたように、精度の面に関しては、抽出率よりはいくつサンプルを選ぶかが重要ですので、1% で十分だと思っております。

##### ○河北仕分け人

厚生労働省の枠を超えた議論になってしまうのかもしれないのですが、憲法で国民に対して義務が 3 つあるのですか、その中で勤労は極めて大切で、それは国民の義務ですから、勤労統計は国家としては最重要統計の 1 つであると。これは本当にそのとおりだと思います。最重要統計の 1 つということは厚労省だけではなくて、例えば個人の

所得税、社会保険料、そういうものと雇用統計、賃金統計を結びつけていくという可能性は、すべてオンライン化をすれば可能でしょうか。私は、オンライン化をすべてすれば、183 万カ所あるいは 220 万カ所、これを抽出ではなくて悉皆調査ができると思っていますのですが、いかがですか。

○統計情報部長

仮に国民に対して全部背番号を振りまして、そこでどれだけの給料を得ているか、どこに勤めているかを押さえて、かつ、勤め先についてもすべてデータを集めて、規模・資本金・業種・産業がわかると、そういう状況になりましたら、たぶん統計抽出調査ではなくて全数調査という形にすることも可能だと思います。ただ、その際には迅速な集計のために相当な手間を要しますので、その場合でも国民の番号の中から 10 番置きに抜き取るとか、そういった抽出調査で十分という可能性もあろうかと思っています。

○河北仕分け人

追加ですが、オンライン化をしてかなり大きなコンピューターを使えば、集計はそれほど大変なことではないと私は思うのです。現在の調査に関して集計・分析にかかわる方たちは、ここに書いてある人数のどのぐらいの方たちがかかわっているのですか。それはまた別の話ですか。

○統計情報部長

1 頁の最初の所にあります 14 人のうちで集計等分析を行っています。

○河北仕分け人

オンラインであればデータの入力は 1 回で済むのかもしれませんが、オンラインではないデータは、これは全部手入力になりますよね。手入力をしたものがデジタル化されて集計のほうに集まってくると考えてよろしいのですか。

○統計情報部長

はい、紙のものを昔の用語で言いますとパンチですが、業者に委託をしてデジタルにしてもらって、それをこちらで集計しているという形です。

○河北仕分け人

最初の質問でお話したように、私は、国家の IT 化は、国民総背番号制あるいは事業所総背番号制みたいなものを考えて、本当は省庁の垣根を取り払ったデータの集計ができて、分析ができると、いろいろな意味で役に立つのではないかと思います。

○統計情報部長

それはそういう整理が完全に行えるようになれば、ずいぶん合理化みたいなものも、情報量も多くするといったこともできると思います。そのためにはこの調査でいえば、月々の労働時間や賃金を毎月毎月登録していただくと、そういうことが必要になってく

るかと思えます。

○田代座長

私も 40 数年前、民間の会社に入って、人事・労働部門におりました。そのころから毎勤統計はいろいろ使いました。ただ、私の場合でいいますと、それから 40 何年経っているわけです。これはいまのオンラインの話との関連ですが、平成 13 年度からオンライン化を進めてきた。平成 21 年度という 8 年経っています。それでまだ 21%というのが、ちょっと感覚的にいったら「えっ」という感じなのです。なぜ 20%ぐらいしかオンライン化が進んでないか、それをどう分析されていますか。

○統計情報部長

基本的に同じ事業所をずっと調査しているのであれば、これは 1 回オンライン化してしまえば、その効果はずっと累積していくわけですが、この調査ではサンプルを変更していきます。例えば、5~29 人ですと、1 年半ご回答いただいて、その次に入れ替わる。するとまたそこで 1 からやり直しになってしまうわけです。これがおそらく最大の理由だと思います。細かな事情については、課長から説明します。

○統計情報部雇用統計課長

補足します。いま現在でも大きな企業であれば、ほとんどの企業ではオンラインにつながったコンピューターをお持ちですが、小零細の中ではまだまだコンピューターそのものを持っていない所がかなり多数あります。そういう関係で特に小規模を中心にオンライン化が進んでいないという状況です。

○田代座長

それは、たぶんそうだと思うのです。ただ、こういうソフトは一般的にあるわけですから、そのソフトを厚労省のほうで提供すれば、それほどインプットが難しい話ではないと私も思うのですが、まだまだ特に中小企業を中心に 8 割強はそれがなかなか入らないという状況なのですか。

○統計情報部雇用統計課長

はい、おっしゃるとおりのことで、私どももその問題意識は十分に持っております。例えば、市販の会計ソフト等からすぐにこの調査への回答ができる仕組みを考えるとということも、実は発想としてはあるのですが、そのためにはコストがかかってしまうということがありまして、なかなか踏みきれないのが実情です。

○河北仕分け人

そのとおりだと思うのですが、私は医者ですから、私の関係ですと、レセプトという診療報酬の請求書、オンライン請求が 100%まだ日本はしていない。韓国は 100%です。だから、やる気になればできると私は思うのです。一般的なソフトを使いながらも、それを指導したり研修したりする仕組みを最初につくっておけば、それを繰り返していけ



ばおそらく数年のうちに 100%オンライン化が可能だと私は思うのですが、いかがですか。

○統計情報部長

オンライン化 100%とおっしゃるのは、レセプトについてですか。

○河北仕分け人

この雇用統計です。

○統計情報部長

それは政府として相当なコスト等を投じてやっていけばできると思うものですが、現下の財政事情等を考えますと、なかなか非常にそういう対策を打つのは難しく、政府全体としても IT 化、電子政府化を進めていますので、そういった効果が出てくれば、皆さん各事業所でいろいろなことに積極的にお使いになると。特に人事・労務管理・労働時間の管理等についても、そういうことをやっていただけるようになってくれば、徐々に上がっていくかと思えます。当面の措置としては、我々は事業主にできるだけ使いやすい画面を提供したり、パンフレットで使い方をうまく説明したり、調査員が毎月訪問しているわけですのでその場でお願いをしていったり、そういったことで引き上げていきたいと思っています。

○江澤仕分け人

非常に大事な統計なのでオンライン化をよろしくお願ひしますということですが、もう 1 つ質問を。先ほどサンプリングがありましたよね、2%弱。私は統計の専門ではありませんからよくわかりませんが、その 2%がいいのか、あるいは 0.5%で済むのか、その辺の検討は日常的にされているのですか、2%が統計的に妥当かどうかという検討は。過去のデータ、前のデータも、そういう数値でやっているのですか。

○統計情報部長

これについては先ほど課長から説明しましたように、ある一定の範囲に誤差を収めるために、どれだけの標本を、何パーセントぐらい、正確にはいくつの数のほうですが、数を取ればいいかを計算しています。調査をやったあとに、回収率などいろいろなこと、実績を基にどの程度その目標が達成できたかを検討しながら、どれだけの大きさのサンプルを取るか、どれだけの事業所を対象にして調査するかを決定しています。いまのところこの程度で、このぐらいの規模で問題ないと思っています。もちろん、より正確なものを求めるということであれば、もっとたくさんのサンプルを取りたいと、私も統計をやっていますので、より正確なものをつくりたいという気持を持っていますので、本当はもっとさらに大きければ大きいほどいいのですが、これはコストの面とかいろいろな問題があります。

○江澤仕分け人

そうだと思います。ある一定のルールで長年続けていけばある傾向は出るので、正解かと思います。ただ、経費削減は、オンライン化の推進とサンプル数の見直し、たぶん2つぐらいですね、全体的な統計、経費を削減する方向としては。あと、もちろん内容のものもあるのでありますが、そのような感じがします。

#### ○住田仕分け人

先ほどの話の続きになるかもしれませんが、いまの日本の経済の全体から考えると、30人以上を一括りにするのは非常に理解しにくい点があると思うのです。同じ1%、2%でも、この辺はもう少しきめ細かく、いまのオンライン化の話もありましたが、関心があるのはもっと、実は30人ではなくて100人とかその辺のところなのです。それはあなた方のサンプリングの仕方がどういう業種をやるかと、そこに尽きると私は思うのですが、もう少し常用労働者、労働者という言葉がいいかどうかは別にしまして、常用従事者の数を分けることが必要ではないですか。

#### ○統計情報部長

この調査で対象として5人以上、30人以上と区分していますが、当然、企業の情報も持っていますので、そういった集計も、規模別にどのような動きになっているかを見られるようになっていきます。

#### ○統計情報部雇用統計課長

若干補足しますと、荒っぽく30人以上と5~29人で分けて調査していると申しましたが、実際の標本設計をする場合には、30人以上はさらに細かく30~99人、100~499人、500人以上で、実質的に500人以上は全数調査をやっています。そういうわけで、調査結果については規模別にきちんと細かく見られるように票数をしています。

#### ○江澤仕分け人

細かい話で恐縮ですが、例えば世の中では雑誌として建設物価・積算資料・単価などは載っていますよね。ああいったものの関連性はどうなっているのですか。あれは直接は関係ないのでしょうか、私はそう思っているのですが。

#### ○統計情報部長

いろいろな建設の資材などについては、国土交通省と農水省も調べていたかと思いますが、そういった所でいろいろ調査をされていると思います。私どもは、これは専ら雇われている労働者に対して賃金がどれぐらいになっているかということで調べています。独立して調査していますから、向こうはあくまで工事の積算をするためのデータでありますので、私どもがつくっているものとは違いますし、各々のを独立に計算をしています。

#### ○江澤仕分け人

調査の段階では全く関係のない作業で進んでいるということですよ。

○統計情報部長

そうです。

○長妻厚生労働大臣

オンライン化がなかなか進まないということですが、サンプル調査でしょうが、零細の企業でパソコンが1台もないという話がありましたが、1台もないのは全体の何パーセントぐらいの企業ですか。

○統計情報部雇用統計課長

経済産業省で2年ほど前に調べた調査があるのですが、30人以上でしたか、大体、中小零細の30%ぐらいでしかオンラインにつながったパソコンはないという結果が出ています。

○長妻厚生労働大臣

オンラインというのは、インターネットのメールでは駄目なのですか。

○統計情報部雇用統計課長

インターネットにつながれば大体大丈夫です。

○長妻厚生労働大臣

私も不思議なのは、パソコンはネットに全部つながりますよね。ということは、3割はパソコン自体を1台も持ってないということになるわけですか。

○統計情報部雇用統計課長

パソコンを持っているかどうかまではその調査では聞いてなくて、インターネットにつながったパソコンかどうかということで聞いているわけです。その場合には業務に使っているものということで限定していますので、個人で持っているものは除外していません。

○長妻厚生労働大臣

それは何年か前の、しかもうる覚えの話で、しかも他省庁の調査で、初めからオンライン化をする意欲が感じられないのです。普通、常識で考えれば、それはネットにつながるといのは、インターネットにつながるのはメールでやればいいわけですので、これはコストとして、持ってない所といのは3割もあるといのは到底思えないのですが、仮にあったとしても、たぶんないと思うのですが、あったとしても、郵便のコストと、例えばそこに1台パソコンをお貸ししネットでつなげるというコストとどちらが高いのか安いのか、そういう試算をされたことはあるのですか。

○統計情報部長

具体的な試算をやったことはありません。ただ、おそらく郵送のコストであれば。

○長妻厚生労働大臣

前から私もこの事業仕分けで言った「おそらく」や「推定」で、推定の議論はあまり聞きたくないのですが、おそらくというのは。つまり、事実としてわからなければ、それはいまは把握してないから今後調査をする、そしてコストを比較して対応するという事で措置してもらいたいと思うのですが。推定の推定の推定で議論をすると間違えますので。

○統計情報部長

申し訳ございませんでした。一度きちんと調べてみたいと思います。

○田代座長

またオンラインの話ですが、改革案の中に「一層の縮減を図る」という言葉、それは非常にいいことです。だけど、これは一層の縮減を図ると言っているだけで、具体的にいつまで、どれぐらいというのが全然ないというのは、目標としてはどうかと。例えば、来年というわけにはいかないにしても、3年後までには50%にするという目標みたいなものがないと、いま大臣も言われましたように、具体的にオンライン化を進めていくというのがなかなかはっきりしないのではないかと。先ほど1%オンライン化が上がると500万円あがる。30%になると1億5,000万円ですよ。ものすごい数ですよ。ですから、オンライン化の一層の縮減は結構で、まさにそのとおりだと思いますが、具体的に、いつまで、どれぐらいというのを、この場ではあれにしても、是非、検討して打ち出していきたいと個人的には思います。

○統計情報部長

承知しました。目標設定について検討してみます。

○河北仕分け人

いま考えていたのですが、こういう統計はできるだけ多くの事業所に回答していただいたほうがいいわけですよ。ですから、抽出よりは全部が参加できるようにするのは、オンラインにすればしやすくなるわけですよ。これは「国」と「都道府県」と書いてありますが、もちろん市町村にも関係するのかもしれませんが、商工会議所・農協・漁協など、そういう所は小規模事業所が結構入っている所だと思うのです。そういう所を巻き込んだ調査はできないのですか。

○統計情報部長

私どもは小規模事業所も全部サンプルとしてはランダムに抽出をして取って、統計の正確性を維持しているわけです。もちろん、いろいろな所に統計についての協力依頼をしていますが、基本的には選んだ所に調査員が協力をお願いするという事です。もし任意である程度参加していただくことになると、それはランダムなサンプリングで

はなくて、少し偏りが出てきて正確性を欠きますので、ランダムに抽出するという統計の原則から外れることはすべきではないと思っています。

○河北仕分け人

私はそういうことを言っているわけではないのですが、もちろん母体は全部総数を入れるということは基本だと、それはよくわかっているのですが、小規模の事業所は、結構、商工会議所、農業であれば農協みたいな所には、かなり総数は入っている気がするのです。ですから、そういう所に調査の委託をすることは可能ではないかと私は思います。それは無理ですか。

○統計情報部長

調査の方法として委託するということですか。統計でやる場合に調査系統にばらつきがありますと、回答率に差が出たりいろいろな問題が発生してきますので、全部均一にやるのが原則だと思います。したがって、都道府県調査員という原則を貫徹すべきだと思います。

○田代座長

先ほどのご説明で、厚労省本体には担当者が 14 名、都道府県には非常勤だけど統計調査員が 5,061 名と、こういう数字があります。この非常勤とはいいますが、この人たちは平均して 1 カ月何日ぐらい働いているというのですか、この仕事をしておられるのですか。

○統計情報部長

少し説明申し上げますと、都道府県にはすべて統計課という課が 1 つずつあります。その課に統計調査員として働きたい方というのを登録していただいています。それに対して都道府県は統計調査員としての訓練みたいなものを行っているわけです。その方々は基本的に 1 日ごとにです。例えば私どもの調査に何日かやる、ほかの調査にも何日かやるということをやっています。例えば主婦の方の場合は、この日とこの日なら働けるから統計の仕事はやりましょうと、そういう形で動いています。ですから、その人によりこれを専ら 20 日間やっておられる方はあまりいないのではないかと思います。それは、かなりばらつきがあると思います。

○長妻厚生労働大臣

この事業で民間に委託しているのは全体でいくらですか。

○統計情報部長

資料の 3 頁の左側をご覧くださいと思いますが、厚生労働省で使っている予算の中だと大体 1 億円です。都道府県については、都道府県の判断でデータ入力など委託されていますので、数字はいまはわかりません。

(仕分け準備)

○田代座長

仕分け人からの質問は大体終わったようです。いままでの議論に基づきまして仕分け人のほうから意見をいただきたいと思います。お手元の評価シートにご意見をお書きください。時間は2分しかありませんので、急いで書いてください。お願いします。

(仕分け意見の表明)

○田代座長

大体記載いただけましたね。統計調査の改革案について、仕分け人から最後のご意見を1人1分程度でお願いします。

○河北仕分け人

質問したとおりですが、オンライン化を計画的に進めていただきたいと思います。ですから、その計画を具体的に作っていただくことが1つ。民間というよりも商工会議所とか、農協とか、そういう所とも協力ができるのではないかと私は思います。もっと大きな話で、政府のIT化の中として、雇用統計あるいは賃金統計は、当然、税、特に所得税あるいは社会保険料等との関係が出てきますので、そういう意味で大きなIT化を考えていただきたいと思います。

○田代座長

私も先ほど何回も質問していますように、期限を切って目標、オンライン化、それは是非やっていただきたいと思っています。それから、先ほどこれはどう使うかということについていろいろ官のほうのお話がありましたが、私は民間にいまして、民間でも結構使っていますので、それは自信を持ってどんどんやっていただければいいと思っています。

○住田仕分け人

皆さんと同じですが、要するに有用な情報ですよ、毎月の勤労というのは、国民に対しても事業主に対しても。ですから、そういう有用な情報を如何に提供するかについて、例えばオンライン化も必要でしょうから、どのようにして母数というか、サンプリングを抽出するかについては、私はさらなる検討が要るのではないかと考えています。

○江澤仕分け人

非常に大事な統計だと思いますので、よろしくお願いします。それから、オンライン化とサンプリングは、作業する上でのポイントのような気がします。オンライン化が話題に出ていたのですが、たぶんパソコン、ネットはいま国民の多くの方がやっていますので、非常に記入しやすいとか、操作しやすいとか、そういうプログラムをやればやるのではないかと思います。5人、10人いる事業所では、直接関係しなくても好きな人がいます。そういう人をできるだけ啓蒙して協力してもらおうということで、必ずいるような気がします。なかなかできていかないというのは、そこにに入れるのに面倒くさいとか、迷いがあるとか、そこに原因があるような気がします。

(仕分け意見の結果発表)

○総括審議官

いただきました評決の結果ですが、「改革案では不十分」が 3 人、「妥当」が 1 人です。「改革案では不十分」という 3 人の方すべての方が「現行方式で実施するがさらなる改善が必要」ということです。

(政務三役からのコメント)

○田代座長

政務三役の方々のご意見を。

○長妻厚生労働大臣

貴重なご指摘をいただき、ありがとうございました。この統計は、事業所が非常に少ない謝礼でご協力いただいているというものです。本当に善意で事業所の方が協力をいただき、こういう統計が出来上がっているということですが、それは本当に事業所の方には大変感謝を申し上げるところです。

事業所にとってどういうやり方が手間がかからないのか、これをきちんとヒアリングされているのかどうか。そして、30 人未満の 3 割の事業所がインターネットにつないだパソコンを持っていない。しかも経済産業省の 2 年前の話をもとに、ずうっといままで続いている郵送とか、そこら辺を適切に見直さずにそのままやっているとすると、これは本当に非常に仕事が怠慢であると言わざるを得なくなるわけでありまして、これは事業所のほうのご意見もよく聞いて、オンライン、オンラインというとなんかもっともらしく聞こえますが、これはメールということですよ。オンラインとは、何か専用回線につながりわけではないですよ。何のことなのですか。

○統計情報部雇用統計課長

インターネットですが、メールよりは若干セキュリティーの高い ID パスワードで総務省のほうにつながっているインターネットです。

○長妻厚生労働大臣

それは何という技術ですか。

○統計情報部雇用統計課長

SSL などと申しています。セキュリティーを高める技術です。

○長妻厚生労働大臣

でも、それはインターネットにつなげて、パスワードなどを入れて、そこに接続すればできるわけですね。

○統計情報部雇用統計課長

はい、インターネットにつながっているパソコンでは誰でもできます。

○長妻厚生労働大臣

だから、何か大それたオンラインというよりも、ネットでメールのパスワードを SSL で送るということですね。ですから、そうであれば、もっと具体的に調査をして、どれだけ郵送ではなくて、あるいは調査員が行く、行かないも含めてできるのかどうか、これは指示しますが、できれば1カ月以内に、それぞれ30人未満、あるいはオンラインでない所の調査をして、サンプル的でも結構ですので、具体的にパソコンがあれば、それを使ったほう、あるいは郵便と、手間はどちらがかからないのか、負担はどちらが少ないのか。こちらのほうとしては、メールでいただいたほうが処理しやすいわけですね。ですから、そういうこともお尋ねをして、どちらがいいのかきちんと調査をして、その結果を仕分け人あるいは我々に1カ月後に出してもらえますか。コスト的にも、郵便で調査するコストと、そこでパソコンで調査を入力していただくコストと、どちらがいいのか。あるいはソフトというか、ソフトというほどでもないでしょうが、そういうものを簡易的に提供する。あるいは、私はパソコンがないということは、それほどないという事業所があるとは思えませんが、そういう所があれば、それを貸与してやる方法がいいのか、そういうことについて、費用対効果も含めて1カ月後にこの場に資料を出すということで調査をしてください。それ以外いただいた見直しの議論をしますので、よろしくお願いをします。

○田代座長

本日のいろいろな議論がありましたが、その辺を踏まえて厚生労働省におかれましては、統計調査のさらなる検討、改善について努力をお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

(所管部局入替)

○田代座長

続きまして、「介護予防実態調査分析支援事業」の事業仕分けに移ります。省内事業仕分け室からの説明をお願いします。

(省内事業仕分け室からの説明)

○総括審議官

これについては事業概要シートを付け損なっておりますので、21頁の事業評価シートでご説明します。取り上げていただきますのは、「介護予防実態調査分析支援事業」ですが、これにつきましては、全体として介護保険事業費の中の取組みです。「介護予防」は介護保険の中でやっているわけですが、分析支援事業は介護予防で今後取り組むべきいろいろなプログラム、あるいは対象者把握の促進等のための、いわゆるモデル事業です。このモデル事業でどういうやり方が効果があるかを分析した上で、介護保険については平成24年度から見直しをして進めていくわけですが、そこに反映していきたいというものとして行っているものです。



予算額は、平成 22 年度については 3 億 4,200 万です。その下に書いてありますが、平成 21 年度は 3 億 6,000 万の予算に対して決算額が 1 億 3,500 万ということで、非常に執行率が低かったということです。

次の頁ですが、この事業は市町村が実施主体になっており、市町村への補助事業ですが、補助率は 10 分の 10 でやっている事業です。よろしくお願いします。

(事業所管部局からの事業説明)

○田代座長

ありがとうございました。

引き続きまして、事業所管部局から当該事業の概要をご説明いただくとともに、改革案の提示をお願いします。時間があまりありませんので、ポイントを絞って 12 分以内でお願いします。資料等を説明する場合には、この資料ということで資料を明示してください。1 分前にチャイムが鳴りますので、よろしくお願いします。

○老健局長

この「介護予防実態調査分析支援事業」というものですが、まず「介護予防事業」というものがあります。これは運動機能向上や低栄養の防止、あるいは咀嚼機能の回復といったものを、介護予防をやって寝たきりにならない、あるいは認知症を早期に予防するということが市町村で行われており、国費が 170 億円投入されております。市町村になりますと、その 4 倍の 700 億弱の介護予防事業が行われています。

この介護予防について、今年の行政刷新会議で事業仕分けがあり、そこでいただいた指摘が、「介護予防事業は、今後ますます重要になってくる施策であるという認識は全員が持っているところである。ただし、今回の議論の中で、説明者である厚生労働省の皆さんの説明が十分であるとは言い難かったことも、全員の共通認識であった。エビデンスを集めて費用対効果を計算し、政策評価を行った上で、事業を継続すべきかどうか、さらに伸ばしていくかどうか検討するという姿が望ましい制度設計のあり方であることを強く申し上げたい」ということで、判定としては、本体が予算要求の縮減ということになったわけです。その本体の事業がより効果が上がって、対象者をきちんと把握できて、効果がある事業に結びつけるために、介護予防実態調査分析支援事業の本日ご説明する 3 億ぐらいの予算があるという位置づけになっています。事業概要については、課長のほうからご説明をお願いします。

○老健局老人保健課長

引き続きご説明させていただきます。まず、介護予防自体について簡単にご説明します。資料 1 の 10 頁をご覧ください。「概要」とありますが、介護について一般高齢者への施策と、その中でいわゆるリスクの高い方々についての介護予防事業対象者への施策の 2 本が大きくあります。

右側の「介護予防対象者」というのはどのように選ぶかということ、1 号の被保険者に対して基本チェックリストをお配りします。具体的には 12 頁にあります。これでチェックをします。基本的に、現在は特定健診の場でこういうものを配布して、チェックさ

れた方について、最終的には医師の診断によって介護予防事業が必要かどうかを判断していただくということです。ただ、この方法ですと、健診に来る人しかつかまえないとか、お金がかかるという問題点が指摘されておりました。

2 頁に移ります。一般高齢者に対する普及啓発等の施策とありますが、いま申し上げた介護予防事業対象者の把握、把握してもその対象者がちゃんと事業に参加してくれないという問題がありまして、右側に書いてありますように、課題として大きく 2 つあります。1 つは、介護予防事業対象者の把握が進まないため、施策の参加率が低いこと、2 つ目は、利用者のニーズに合わせた効果的なプログラムがないので、あまり魅力がなくて参加してくれないという問題があるということです。これらの課題を解決するために、平成 20 年度に専門家の研究会において検討して、この提言を受けて今回ご議論いただく「介護予防実態調査分析支援事業」ができたわけです。この事業で、3 年間で市町村においてモデル事業を実施して、そこで得られた成果を踏まえて、平成 24 年度の制度改正に合わせて全国的に導入したいという仕組みになっております。

3 頁をご覧ください。具体的な施策ですが、上が課題 1 に対する施策、下が課題 2 に対するものです。課題 1 の把握に対しては、1-①ですが、「基本チェックリストの全数配布・回収」ということです。先ほど申し上げたように、いまはほとんど特定健診の場で同時に実施されているので、あまり把握できていないとかお金がかかるということがあるのですが、発想を変えて基本チェックリストを市町村の高齢者全員に配布して、回答を返していただければ、それを踏まえてチェックすると。返していただけない場合には、電話、あるいは訪問等によりフォローを行って回収率を上げ、参加率の向上につなげるということです。

実は、これは先駆的に行っている自治体がありまして、例えば世田谷区は、健診を利用した場合費用が 2 億 4,000 万ほどかかっていたのですが、このチェックリストを利用すると 8,000 数百万程度、3 分の 1 ぐらいの費用でできたということです。では、実際これをほかの所でもできるかということで、このようなことをやってみようということになったわけです。

1-②ですが、これは「介護予防教室」という手段を使って、突然チェックリストが送られてきて、チェックしたら、何か知らないけれど、「あなたは介護予防事業に参加しなさい」と言われることに対する高齢者の方の抵抗感が非常に強いということで、その前に一般の高齢者の方に介護予防とはどんなものかを広く知っていただく教室を開催して、理解を促して抵抗感を軽減するという事業です。

下のほうの課題 2 です。2-①は、現在も運動プログラムは実施しておりますが、あまり意味もわからずいろいろな体操をしたり、そういうものであまり参加したいという意欲がわかenないと。そこで「腰が痛い人は集まってください」とか、「膝が痛い人はどうぞ」というように、実際にニーズに応じたプログラムを考えております。

2-②は、現在栄養、運動、あるいは口腔機能向上プログラムを別々にやっていますが、それを組み合わせてやったほうが有効ではないかということで行っているプログラムです。

2-③は、新たなものとして「認知症機能低下予防プログラム」です。これは昨年度は実施しておりませんで、今年度からです。

4 頁ですが、先ほどの課題 1 の成果です。1-①の「基本チェックリストの全数配布・回収」ですが、これは平成 21 年度の 1 年間の成果です。これまでのやり方の場合、対象候補者として把握できたのは 7.7%しかいなかったのですが、基本チェックリスト全数配布で把握したのは 17.4%ということで、単純に割り算をすれば 2.3 倍の効果が出たということです。

1-②「一般高齢者を対象とした予防教室を活用した把握」については、これまでは基本チェックリストをお渡ししても、「こんなもの付けてられるか」と言って返していただけでないケースがかなりあったということで、6 割ぐらいしか回収できなかったために、把握できたのが 14.7%しかいなかったのですが、こういった予防教室を行った方々に配ったところ、9 割以上の回収率が得られました。それによって把握できた対象者が 25.9%、1.8 倍の効果があったということです。

課題 2 の魅力的なプログラムですが、2-①の「運動器疾患対策プログラム」については、膝や腰の痛みなどのプログラムで例を出しますと、痛みについての積度で VAS とありますが、痛みがない場合は 0 点、いちばん痛い場合は 100 点というスコアを付けておられます。例えば、膝の痛みについては 37 から 25 点で、平均で 12 点改善、腰の痛みについては平均で 15 点ぐらい改善と。もう少し具体的に言うと、東北地方のある町では、いままで和式のトイレでしゃがめなかったけれど、これに参加してしゃがめるようになったとか、階段を上れるようになったという声も聞かれています。

2-②の「複合プログラム」については、まず嚥下機能ですが、唾液を 3 回連続で飲み込むというもので、通常であれば 10 秒ぐらいでできるものですが、高齢者の場合非常に難しくなります。このプログラムに参加したところ、37.8 秒から 32.6 秒と、5.2 秒の改善があったということです。また、目を開けたまま片足立ちについては約 3.5 秒の改善があったということで、いずれも効果が見られたということです。ただ、こういったものは 1 回だけではわからず、中長期的に見ていかないといけないので、来年度までは続けたいということです。

6 頁ですが、予算等の「現状」です。先ほどご説明にもありましたように、平成 21 年度は事業が始まった初年度ということもあり、執行率が 37.5%と非常に悪かったのですが、平成 22 年度は市町村等への周知もした結果、執行率は 90.3%と非常に上がっております。

7 頁ですが、具体的に実施の箇所数を見ても、40 カ所から 102 カ所ということで改善しておりますので、非常に執行率がよくなったということです。

最後に 14 頁の「改革案」です。本事業については、候補者の把握リストの改善等の結果が得られつつありますが、課題 1 の対応については、まだ 1,800 の市町村のうち 100 ぐらいで、中小の市町村主体ですので、もう少し大きい市町村も含めたいろいろなパターンがあると思います。そういった特性も勘案した、さらに異なる地域でのデータ集収が必要ということです。

課題 2 については、先ほど申し上げたように中長期的な評価が必要ということで、いずれにしても平成 23 年度までは実施したいということです。ただ、執行状況を踏まえ、現在 9 割ぐらいの執行率ですので、1 割程度の削減を図るということで、この事業を続けさせていただいて、その成果を踏まえて平成 24 年度からの改善に向けていきたいと考

えております。以上です。よろしくお願いいたします。

(省内事業仕分け室からの論点提示)

○田代座長

ありがとうございました。それでは、省内事業仕分け室から論点等の整理の提示をお願いいたします。

○総括審議官

資料 3 の 15 頁以降ですが、16 頁をご覧ください。主要な論点として 2 つ挙げております。1 つ目は、説明がありましたようにこれはモデル事業で、平成 24 年度からの制度設計・運用改善に結びつけていくということです。そういった意味でのきちんとした実施、あるいは効果の分析ができているかが大きな論点であろうと思っております。そういう意味で、基本チェックリストの全数配布等をやっておりますが、どういう部分がどのように効果があるかといったことを含めて、きちんとした把握・分析ができているか。プログラムについても、数字はありましたが、どういう部分でどういう効果があったのかということの分析等、全国展開するにあたっての十分な資料収集になっているかどうかは課題だろうと思えます。似たようなことですが、そういう意味で全国的にどのような地域でどのようにこのモデル事業をやるかといった部分を含めて、適切な運用がされているかどうかは課題ではないかと思っております。

17 頁以降に細かい論点がありますが、介護予防対象者の把握について、先ほど数字もありましたが、その数字の意味するところは下の参考に書いております。全国の高齢者人口 2,800 万に対して、チェックリストがいま配布されているものが約半分の 1,400 万、チェックリストの回収が約 6 割の 860 万、そのうち候補者となる者が 200 万ということです。モデル事業をやった 15 地域で、高齢者人口が 11 万です。チェックリストは全数配布ということですが、配布できたのが 73%です。チェックリストの回収で電話その他のフォローが行われているということですが、回収率は全国平均の 6 割よりは 10 ポイント高いわけですが、7 割です。そういう全体の結果として、7.7 と 17.4 の違いがあるわけですが、これをどう評価するかということになるだろうと思えます。

介護予防教室については、モデル事業は 8 市町村でやっておりますが、この地域で介護予防教室の参加者は 1,200 人で、その 1,200 人についての回収率等々ですので、もちろん介護予防教室に来ている方についてやればそれなりの効果がありますが、そのインパクトはどのぐらいかという問題もあるのではないかと思います。そういったことを含めて、モデル事業ですので、その辺が十分に分析される必要があるだろうということです。

プログラムについては、次の頁にそれぞれ書いております。改善の点数は先ほどあったとおりですが、運動器疾患のプログラムについては 9 市町村でやって、参加者が 6,600 人とそれなり的人数はいると思えますが、こういうボリュームだったということです。また、複合プログラムについては 8 市町村で 3,600 人ぐらいが参加されたということで、こういうボリュームを含めてご議論いただければと思っております。残念ながら平成 21 年度執行率が低かった中で、平成 22 年度はそれなりに参加していくわけです。

が、平成 23 年度を含めて、平成 24 年度に向けてスピード感を含めてきちんとした事業の実施と、何より分析が必要だと思imasので、そういう体制ができているかどうか論点であろうと思っております。

19 頁には、どういう規模の市町村で、どういう地域でやっているかを参考までに掲げております。人口規模では 10 万人以上の市町村も参加しており、地域別でもそれなりに全国的に分布している状況ですが、こういったことも含めてご議論いただければと思っております。以上です。

#### (議論)

##### ○田代座長

ありがとうございます。早速、仕分け人の方の質問、議論に入りたいと思います。時間もそれほどありません。30 分を目安に考えておりますので、よろしくお願ひします。質問に対しては、お答えはポイントを簡潔にお願ひしたいと思ひます。あまり回答が長い場合はチャイムを鳴らします。全体の 30 分の 1 分前にはチャイムが鳴りますので、よろしくお願ひします。それでは、早速仕分け人のほうからお願ひします。

##### ○住田仕分け人

いまの回答で、6 頁ですが、平成 22 年度はこれからでしょう。ですから、予算の執行率は見込みではないですか。

##### ○老健局老人保健課長

これについては、すでに市町村にも内示して動き出しておりますので、実質執行ということですが。

##### ○住田仕分け人

つまり、この予算とお金というのは、市町村に渡すお金ですね。全部市町村に渡してしまうのですよね。渡してしまうのですから、当たり前ですよね。たぶん、予算を取ったらすぐ渡したと思うのです。そうすると、あなた方のやることは何なのですか。プログラムを作ることなのですか。あるいは、よく言えば市町村を指導することなのですか。

##### ○老健局老人保健課長

これは先ほどご説明しましたように、専門家の研究会において検討された提言に基づいて、例えばこの事業についてはこのようにやってくださいというマニュアルをお示しして、それに基づいて、市町村がそれぞれ自分の地域を決めて事業をやっていただく。その支援というか、そういうことです。あとは、終わってからの評価もあります。

##### ○江澤仕分け人

介護予防は、高齢化社会でますます大事な課題だと思うので、1 つ質問ですが、いまモデルでされていると。内容そのものは私たちも日常的にいろいろな所から耳にしているのでわかるのですが、そのモデル事業において国民の生活に深く定着、この主の事業

は国民の生活に根を下ろさないと絵に描いた餅になってしまうので、実際の生活にどのように入り込んでいくか。回収率云々でありましたが、そういうことではなくて、どういった人たちにこういうものをPRするのがいいのか、個人個人なのか、地域のリーダーなのか、リーダーにしてもいろいろな方がいますので、どういった所にPRするのがいいのか。要は、普及化のために、モデル事業ではどういった点に注意をしながらやっているかをお聞きします。

#### ○老健局長

これは、去年までは単に郵送して返ってくると、あとは電話で催促するやり方だったのですが、今年からは民生委員に回収できない所に訪問してもらおうと。訪問することによって、その人が認知症なのか引きこもりなのか、あるいはうつであるのかということになる取り組みをするということで、多少お節介かもしれませんが、健康診断に来てそこでチェックするというのでは、いままでの実績しか上がらないので、むしろ市町村がそういう民間団体を使いながら、積極的に対象者を把握していってもらおう方向に、今回から切り替えていくということです。実際に引きこもりや認知症の方たちに、アクティビティというか、介護予防教室や運動、栄養指導に出てきてもらうことによって、その人たちが要介護に落ちていくのを防ぐ。

また、要介護の人たちが改善して、上がってくるケースがあるのです。要介護でなくなったとたんに、どこにも行く所がないではないかというのが、市町村では非常に困っているというか、不満が出るのです。ですから、そういう方たちも、いままでのようにデイサービスに行っていたけれど、ここに代わりに来てくださいということです。望むらくは、元気な高齢者が弱った高齢者を支えるみたいな形を作っていくかと思っております。

#### ○江澤仕分け人

全くそのとおりだと思います。いま民生委員とありましたが、地域社会において、自治会であったり老人会であったり、いろいろあります。民生委員の方がリードしている地域もあれば、たぶん、その地域によって特徴があるのです。そういう方々に制度なりものをPRするのが、モデル事業における大きなポイントの1つのような気がします。内容そのものもさることながら、そういう手段を研究していただければと思います。

#### ○安念仕分け人

階段を歩けなかった人が歩けるようになるという改善が望ましいのはわかり切ったことで、大変結構なのですが、問題はこの事業の寄って立つ仮説あるいは目標が、一般的な意味で高齢者の方の生活の質を改善することなのか、それとも生活の質が改善されるとまさに要介護度が低くなるとか、要介護に陥らないということで、財政的に助かるということなのか。財政的に助かることが目標だとすると、なぜ国が関与するのかということはどう説明するのか、国のお金が介護保険に半分入っているのに、その分の節約になるというのが目標なのかということをお伺いしたいと思います。

○老健局老人保健課長

2段階ありますが、介護予防そのものについてと、この事業についてです。介護予防については、資料の9頁をご覧くださいればわかりますように、これまで介護保険制度が発足して以来、要介護者あるいは要支援者が増えてきていると。特に、軽度者の増加の割合が非常に多いということです。中・重度者に関しては脳血管疾患、心臓病等のいわゆる生活習慣病予防のほうで事業がなされておりますが、軽度者の場合「廃用症候群」と書いてありますが、こういった筋骨格系を中心としたものについての予防施策が取られていないということで、介護予防を進めていって、要支援・要介護者を減らす、ひいては当然介護費を減らすことにつながようということです。

これが介護予防自体の発想で、この事業については介護予防を効果的に行うために、先ほどご説明しましたように、そもそも介護に陥る前の段階の方々に施策を講じていこうということですが、その把握の部分が非常に弱かったと。お金がかかっている割にあまり把握できていないという課題について、この事業でそこを改善すると。先ほど申し上げたように、いまの健診に合わせてやるやり方よりも、3分の1ぐらいの費用で、かつよりたくさんの方々を把握することができるということがあったので、それをひとつやってみようというものとか、魅力的なプログラムとか、そういうことです。

○安念仕分け人

その場合、費用対効果はどうやって図りますか。介護状態に陥らなければ万々歳なのだけれど、陥らないと、今度は何が原因で陥らなかったのかを特定することができなくなって難しいのですが、費用対効果を図るための仮説とかモデル、計測方法はすでに開発済みですか。

○老健局老人保健課長

モデルということではありませんが、先駆的に行っている和光市の例等、細かいデータがパッと出てこないのですが、介護予防事業を国が実施する前から実施して、保険料を0.5%減らすことができたとか、そういう例があります。そういったものを踏まえて考えております。

○住田仕分け人

先ほどの話で、あなたのほうでモデル事業の効果を分析するとおっしゃいましたね。平成21年度の結果からどういう分析をされて、それを平成22年度にどのようにフィードバックされたのですか。また、それはどのように皆にわかるようにしているのですか。

○老健局老人保健課長

先ほど資料でご説明しましたように、平成21年度については資料の4~5頁に示したような効果が見られております。ただ、これも先ほど申し上げましたが、課題1についてはまだ限られた市町村でしかなされていないので、もう少し違ったパターン、先ほど江澤仕分け人からもお話もありましたが、それぞれの地域による特性がありますので、そういったところも見ていって、それぞれの地域に合ったプログラムというか、やり方

を見ていきたいと思っております。

課題 2 については、やった直後の短期的な効果だけではなくて、もう少し中長期的なものを見ていきたいということですので、平成 21 年度の効果についてはこういうものを踏まえて、さらに平成 22 年度、平成 23 年度と実施して、その成果を最終的に平成 24 年度に全国にフィードバックしたいということです。

#### ○河北仕分け人

もう一度確認したいのですが、いま我々が対象としているお話は、「介護予防実態調査分析支援」という事業ですね。介護予防の事業を対象にしているわけではないのですよね。ですから、いまのお話で平成 24 年度から全国的に導入というのは、こういう調査を全国的にさらに導入して継続していくことにつながるわけですか。

#### ○老健局老人保健課長

調査ではなく、介護予防施策の対象者の把握の方法を、いまの健診主体のものから全体にチェックリストを配布して、先ほど局長が申し上げたように民生委員、あるいは老人クラブといった人の協力を得て、広く回収率を上げるような取組みをしていくとか、魅力的なプログラムを作ってやっていただいて、参加率を増やすと。そのような介護予防の方法論というか、そういうものをこちらで見ていくということですので、この調査をそのまま継続するわけではありません。これは平成 23 年度で終わりです。

#### ○田代座長

先ほどから我々はモデル事業を議論しているわけですが、モデルでいろいろ試験・先駆をやるのはいいと思うのですが、モデルの地域を選んだときの観点、どういう所からモデルを選んだのでしょうか。例えば、それでなくてもいままで先進的にやっている所だったら、どんどんやっているだろうし、全く無関心というか、遅れている所もあると思うのです。今後も、これを平成 24 年度から全面的に展開するのであれば、進んでいる所と進んでいない所が正規分布みたいになっているはずなので、どういう観点からモデルを選んだかをお願いします。

#### ○老健局老人保健課長

おっしゃるとおり、そこはなかなか難しいところで、こちらからやれと命令するわけにもいかないのです、当然それは市町村から手挙げをしていただくことになります。そうすることで、平成 21 年度は手挙げが少なくてなかなか進まなかったということで、平成 22 年度については担当者会議、その他いろいろな所で PR してやってくださいということで、ようやく増えてきたところですよ。先ほどのお話もありましたが、こういうやり方をしたら結構うまくいったとか、そういうものをさらに広く PR して、ほかの市町村もこれならうちもできそうだなと、やる気になっていただくような形で広げていくのかなと思っております。

#### ○老健局長



若干混乱してしまうのですが、あえて言わせてもらいますと、今回モデルの 57 自治体を選んだときは、生活機能のチェックだけではなくて、もっとほかの所得レベルとか、住まいが借家かどうかとか、ADL や AADL の状況とか、独り住まいかどうかとか、世帯構成はどうかとか、もっと広く介護ニーズをどのようにこの地域が見るのだということの中の 1 つとして、介護予防ニーズを組み込んだということで、かなりバージョンアップしたのです。だから、これはやってくださいということで手を挙げて、やる気のある所でないといけませんから、そこはそういうやり方をしました。

実は、民生委員の人に行ってもらって、回収できないところに問題があるのですが、そのようにやったのを先行実施で昨年度やって、3 市町で先行実施して、民生委員を使った有効回収率は 93.4%なのです。それを今回やると。去年やった単なる生活機能チェックだけのものを、もう少し家族環境とか日常とか住まいとか、そちらまで広げたバージョンアップした調査で、今回仕組み直しているということです。

○河北仕分け人

さらに、もう 1 回確認なのですが、お話はよくわかりました。いま我々が仕分けの対象にしている事業は、いくつかの市町村がモデル事業を行っているという支援であって、平成 24 年度以降から全国的に導入されるのは、調査・分析事業が継続していくということですね。

○老健局長

こういう方式で、全市町村にやっていただくことの妥当性があるかどうかということで、モデルを施行しているということです。

○河北仕分け人

ということは、そのことを、妥当性の検証をさらに平成 24 年度以降も続けていくということですか。

○老健局長

この事業がうまくいって、このモデルのところで成果が上がれば、各自治体、ほとんどの自治体でこういう事業に取り組んでいってもらうことが、介護ニーズの把握や住まいの状況がどうだとか、家族関係がどうだとか、予防のニーズはどうだという把握ができるという結果が出れば、そのようなことを考えていると。

○河北仕分け人

それは、平成 24 年度以降市町村が調査をして分析をして、介護予防につなげていくという事業ですね。

○老健局長

そうです。

○河北仕分け人

それは平成 24 年度以降はもちろん継続するわけですが、これはいまの調査・分析を支援する事業ですね。もし、支援することで非常にいい結果が出れば、その支援事業はそこでおしまいと考えていいのですね。

○老健局長

そうです。終わりです。

○安念仕分け人

これは介護予防事業そのものではなくて、その前提となるいろいろなデータを把握しようとするものです。これは当然把握し、蓄積しなければいけないのだから、それを横から支援するのだというのは一般論からしたら結構ですね、となるかもしれません。考えてみると、先ほど和光市の例をおっしゃっていましたが、0.5%保険料を低くしたというのは大した手柄だと思うのです。和光市の市役所に面白い職員の方がいて、その人が随分力があってやっているのですが、あの人は御省に出向しているではありませんか。それなら、あの人を知恵を使わせもらい、さらには和光市だけではなくて、ほかにもいくつ自治体で先行的なというか、ベストプラクティスがあるのだから、それを、お前たちもやったらどうだといって広く全国にまき散らすほうが早いのではないですか。

○老健局長

それをやっているのです。まさにそれをまき散らして、全国展開をしたいという意味です。

○田代座長

いまのモデル事業ということですが、これの今年の執行額は 3 億ちょっとですね。もちろん、これは全額モデル事業をやる市町村に行っているのはわかりましたが、その 3 億はどういう所に行っているのか。例えば、人件費がほとんどだとか、いろいろあると思うのですが、細かいのはいいので、ざっとしたイメージで、3 億というのはどのように使われているのでしょうか。

○老健局老人保健課長

平成 22 年度の 3 億の内訳ですが、大まかに基本チェックリストの全数配布・回収に 39%ぐらい、介護予防教室の重点的な周知・開催に 10%ぐらい、運動器疾患プログラムの実施に 16%ぐらい、複合プログラムの実施に 21%ぐらい、今年度から始まった認知症機能向上プログラムに 21%ぐらいと、大体このような状況です。

○田代座長

そうしますと、このモデルをベースに平成 24 年度から全面展開されるとしても、そこでかかるお金は大体こんな感じと見られているのでしょうか。

○老健局老人保健課長

ただ、いま基本チェックリストについては70の自治体とか、自治体の数がそれぞれ違いますので、それによって当然割合は変わってくると思います。

○住田仕分け人

先ほどから何度もお聞きしているのですが、わかりやすい言葉ではっきり言うと、これは丸投げなのです。要するに、補助金ではなくて委託費です。ですから、モデル事業とかいろいろなことをおっしゃるけれど、私は地方団体、市町村に対しての丸投げの事業ではないかと思うのですが、あなたはどのように思いますか。

○老健局老人保健課長

先ほど申しましたように、事業を行うにあたって専門家のほうで検討いただいたマニュアル的なものをお渡しして、こういうものを参考に、やり方としてということでお示ししております。市町村によって、あるいは地域によって、民生委員が使える所、老人クラブが使える所と若干特性の違いがありますので、あとはその地域に合った柔軟な対応をしていただくということですので、決してただ丸投げということではないと思っております。

○老健局長

調査票とか、どういう項目をチェックするのか。例えば、身体機能でも低栄養リスクは身体とか、入院薬剤師はどうだ、食生活はどうだ、社会支援はどうだ、身体活動・生活活動の自立はどうだと。あるいは転倒リスクでも転倒経験があるか、歩行リスクが低下しているか、バランス、筋力低下はどうだ、既往症があるのか、薬物常用があるのか、それぞれの閉じこもりとか、生活機能であれば手段的自立度とか、知的能動性とか、社会的な関わりとか、そういうものを総合評価してくれと。そういう報告書をこちらで作って、調査票も作ってやってみてくださいというやり方もしています。ですから、かなりこちらで関わっています。丸投げというか、そこは少し違います。

○田代座長

質問というよりお願いなのですが、実はこの基本チェックリストが、1カ月前に私の所にもポンと送られてきました。説明をよく読まない私も悪いのかもしれませんが、これをチェックし出して、何かムカッと来るのです。ムカッと来るのも変なのかもしれませんが、私の友人などと話すと、「あれは何だ。あんな失礼なものは、俺は返事出してないぞ」という人が結構いるのです。それはチェックリストが悪いからというよりも、事前のPRというか、これが一体何であるかの説明が、ある市は足りなかったと思うのです。せっかくお金を出してここまでやっているのですから、事前のPRをやらないと、これをポンと送ってこられると、元気な人はムカッと来るし、少しおかしい人はもともと答えられないのではないかという感じもします。返事の率が上がったのは非常に結構だと思いますが、できるだけその辺の工夫をお願いしたいと、これは私からのお願いです。

○老健局長

今回は、そういうところも踏まえて事前の説明やPRをすることと、調査票に回答してもらった人にはこの事業の中で評価をして、あなたの状況はこうですよというのもお返しするサービスも併せて付けるということで、去年はぶっきらぼうなことになっていますが、今年は少し丁寧な対応を考えています。

○長妻厚生労働大臣

いま田代座長からお話がありましたが、12頁のチェックリストは、すべての何歳以上の方に、アトランダムにサンプル的に送るということなのですか。

○老健局長

そうです。65歳以上の方に。

○長妻厚生労働大臣

そうすると、「周りの人から『いつも同じことを聞く』などの物忘れがあると言われますか」とかいうことになるわけですね。「毎日の生活に充実感がない」「自分が役に立つ人間だと思えない」。私も専門家ではないですから、自分が役に立つ人間だと思えないとか、こういう質問は心理学的に重大なものがあるのですか。

○老健局老人保健課長

このチェックリストについては、専門家にご議論いただいて、本当はたくさんいろいろな項目があるのですが、その中でいちばん答えやすいというか、コアになるものだけを抜き出してできたという伺っております。いまの大臣の質問については、高齢者のうつとか引きこもりとか、そういうものを見つける上で、この辺の質問が大事だということです。

○長妻厚生労働大臣

例えば、それは65歳以上の方とそれ以下の方と比べたりしておられるわけですか。つまり、うつでない方とうつの方と、この答えは傾向的に違うとか、そういう科学的データに基づいてやっているのですか。

○老健局老人保健課長

65歳以上と以下で比較をしたかどうかは存じませんが、少なくとも65歳以上の方について、スクリーニングとしてこのような質問が有効であるということです。

○田代座長

大臣、まだ首を傾げておられますが、よろしいですか。

○長妻厚生労働大臣

はい。

○山井厚生労働大臣政務官

確かにこのチェックリストを読むと、「友人の家を訪ねていますか」というと私は訪ねていないとか、「15分位続けて歩いていますか」というとあまり最近歩いていないとか、「わけもなく疲れたような感じがする」というのは「はい」とか、いま大臣がおっしゃったように、介護予防とどれだけ直接リンケージするのかと。「以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる」、これは私も「はい」ですね。田代座長がおっしゃったように、こういうものは急に送ってきても悩むところがありますね。

○田代座長

その辺も、これからさらにモデル事業をやる中で検討して、これがそのまま平成24年から全く変わらず出るとは私も思っていませんが、そこはよろしくお願ひしたいと思います。

(仕分け準備)

○田代座長

それでは、仕分け人からの質問等が終わりましたので、それぞれシートに記入をお願いします。

(仕分け意見の表明)

○田代座長

それでは、仕分け人から1人1分ぐらいを目処にコメントをお願いします。

○江澤仕分け人

先ほど申し上げたように、どういう具合にうまく定着させるか、国民生活に根づかせるか、そこがポイントだと思うのです。いま大臣からもありましたように、ああいう質問がいっぱい出ていますが、該当年齢に立つとあまり気分よくない、こんなのは要らないということになってしまうので、モデル事業を通じてうまくいった展開例を示す、それから道具を提供する、お金をくれるというのがポイントのような気がします。

○住田仕分け人

先ほどから申し上げているように、私はこれは国の事業としては大変疑問に思っています、現場の市町村でやるべき事業ではないかと思っています。

○田代座長

実は、昨日和光市の実情を見学しました。和光市はそれでなくても非常に先進的な所で、あれが全部だったらすばらしいと思うのですが、みんながみんなああいう形でいくとは限らないと。いろいろな成功例を具体的に国民に、あるいは各地方自治体にPRするのが大事ななと思います。

もう1点、先ほどもどなたかから発言がありましたが、3億円出してモデル事業とし

ではこれだけのメリットがあるというのは定性的だと、当然やらないよりはやったほうがいいに決まっているわけで、それがどれぐらい、すべてお金に勘算されるかどうか知りませんが、そこはできるだけ工夫して数値的に、3億円投入したけれど、モデル事業について言えばその倍とか3倍の効果があるということがあれば、非常に説得力があるのではないかと思います。

#### ○河北仕分け人

どうも先ほどの確認が、私はわかりましたが、まだ確認できていないのかなという感じがするのです。「介護予防事業」と「介護予防実態調査分析事業」と「支援事業」と、3つの事業がここに並んでいるのですが、「支援事業」は時限的ですし、妥当だと思います。

これはまた話が違うのですが、今後は20数年前に厚労省が諦めた家庭医、あるいは家庭の保健師の仕組みを導入していくことが、介護予防にも非常に役に立つと思います。

#### ○安念仕分け人

志がいいということは、おそらく誰も否定しないだろうと思いますが、収集すべきデータがあまりにも地域密着型で、国が中央で采配をするには馴染まないような気がします。基本的には、コストの節約に最も大きいインセンティブを持つ地方自治体に委ねるべき事業だと思います。国としてはいかなる措置あるいは事業をすれば、いかなるメカニズムで、どれぐらいコストの削減につながるのかという実証的なデータを収集するのが仕事であって、それは自治体にはできないので、国がするのに相応しい仕事だと思います。

#### (仕分け意見の結果発表)

#### ○田代座長

ありがとうございました。それでは、評決結果をお願いします。

#### ○総括審議官

それでは、いただきました評決結果ですが、「改革案では不十分」が4人、「改革案が妥当」が1人です。4人の内訳ですが、「国が実施する必要はなくて、地方公共団体の判断に任せる」というのが2人、「事業は継続するが、更なる見直しが必要」が2人です。以上です。

#### (政務三役からのコメント)

#### ○田代座長

ありがとうございました。それでは、政務三役からコメントをお願いします。

#### ○長妻厚生労働大臣

いろいろ貴重なご意見が出まして、介護予防は一般的に言えば大切な事業です。いずれにしても、厚生労働行政は字面だけ見ればすべて必要な事業ですが、その中身が本当

に効果的にかつ的確に運用されているかは、不断の見直しが必要だと考えております。いまいただいたご指摘も踏まえて、あるいは科学的、心理学的等々で整合性というか、論理的根拠があっても、先ほど田代座長からもお話がありましたように、調査を受ける側がどういう気持ちになるのかということで、多少そういう気持ちがあると、ある質問があると、調査自身も支障が出るのではないかと。そういうことを考えながら、厚生労働分野は、私も気をつけなければなりません、非常にデリカシーをもって扱わなければいけない分野ばかりですので、皆様のお気持ちも考えながら、今後進めていきたいと思っております。本当にありがとうございました。

○山井厚生労働大臣政務官

この介護予防というのは賛否両論分かれる分野で、かつ、そもそも予防というのは、医療もそうですが、数字等で検証するのが困難なものなのです。そういう意味では、今日の仕分け人の方々のご意見を踏まえて、また見直しをする必要があると思っております。ありがとうございました。

○田代座長

それでは、本日の諸々の議論、その他提言等を踏まえ、更なる検討をし、良いものにしていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(事業所管部局入替)

○田代座長

次に、「住居喪失離職者等就職安定資金貸付事業」の事業仕分けに移りたいと思いません。初めに、省内事業仕分け室からの簡単な説明をお願いします。

(省内事業仕分け室からの説明)

○総括審議官

それでは、「住居喪失離職者等就職安定資金貸付事業」ですが、1枚めくっていただきまして表紙の裏側です。事業の概要ですが、事業主の都合等、要するに解雇等をされた方で、かつ住居を喪失された方につきまして、住居の敷金とその後の家賃、さらに生活費等を融資する事業です。離職に伴って住居を喪失した方でハローワークに来た方につきまして、ハローワークで状況を把握した上で融資の実行は労働金庫が行うという形です。労働金庫が住宅入居初期費用、家賃、生活費等の貸付を行うものです。これにつきまして、貸付リスクのやや高い方に貸し付けるということ等もありますので、信用保証協会が行う保証に対しましてさらに国のほうで保証をするというスキームになっております。

この場合に、国が資金を保証する場合には2つの場合があります。1つ目は、下から2つ目の○にあります。返済免除という部分があります。これは、この貸付を受けた方のうち6カ月以内に常用就職した場合には、就職に対するインセンティブということも含めまして、貸付金の返済を免除する。その免除に要した額について国のほうが補填するというスキームです。もう1つは、返済不能の場合でありまして、これは返済が

なされなかった場合について国のほうでその信用保証協会に保証額を補填するというスキームです。これはリーマンショックの後の平成 20 年 12 月の補正でつくったものですが、平成 20 年度の予算額が 35 億円、平成 21 年度が 200 億円、平成 22 年度は 137 億円という規模になっております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

(事業所管部局からの事業説明)

○田代座長

それでは、引き続きまして事業所管部局から当事業の概要を説明いただくとともに、改革案の説明もお願いしたいと思います。時間がありませんので 12 分以内でお願いしたいと思っております。資料にいく場合には、この資料だということで資料を明示してご説明をお願いします。制限時間 1 分前にチャイムが鳴りますのでよろしくお願いいたします。

○職業安定局次長

いま岡崎審議官のほうからも概要のご説明がありました。経緯から申し上げますと、平成 20 年秋のリーマンショックのときに派遣切りという非常に大きな問題がありまして、このときに住居を失う離職者が多数出てきた。年末には年末派遣村というようなこともありましたが、非常に騒然とした状況の中で、こういった方々の再就職を進めるためにはまず住居の確保をやらないといけなと。こういう非常に緊急に迫られた状況の中で、平成 20 年 12 月、これはかなり迅速な対応だったと思っておりますが、こういった方々に住居の確保をすることで再就職の促進を支援していく、そういうスキームをスタートさせたということです。

2 頁目の概要は、先ほど審議官のほうからご説明があったとおりです。少し頁を飛びまして 5 頁ですが、いま申し上げましたように、平成 20 年の 12 月にこの制度が雇用対策としてスタートいたしました。その後の状況ですが、この図を見ていただくと、上のほうにある就職安定資金貸付が我々の制度ですが、その下に「住宅手当+総合支援資金貸付」というものがあります。これは去年の 10 月に社会援護局のほうで新たにつくったスキームということになります。住宅手当については家賃額を給付するということと、総合支援資金貸付については初期入居費用等を貸し付けるという制度です。こういう新しい制度ができた中で、この 2 つの制度をどのように位置付けるかということですが、基本的にこの上から下に流れる図柄というもので捉えておりまして、まずは離職した方々、早期再就職のインセンティブというものも活用した形で就職安定資金貸付を使っていたと、それでも駄目な場合に下のほうの福祉対策としての住宅手当等々を使っていたと。こういう考え方で整理をしているわけです。

とはいえ、この住宅手当等々の制度をご覧いただくと、対象者の範囲はかなり重なっております。ただ、この総合支援資金貸付の所をご覧いただくと、他の公的給付貸付の受けられる者は利用できないというふうになっておりまして、例えば雇用保険の受給者はこの貸付の対象にはならない、こういったことが 1 つ留意点としてあろうかと思っております。

6 頁ですが、実施状況です。(2)をご覧いただくと、平成 20 年度、平成 21 年度併せまして約 1 万 1,000 件余りの貸付が行われております。ただ、先ほど審議官からありまし



たように、国からの支出ということが出てくる場面というのは、返済免除の件数、あるいは返済が不能になった件数が出てきたときということになりますので、その下の数字を見ていただくと、数字がかなり少ない。特に、返済不能件数については、おそらく、相当タイムラグがあるということで小さな数字になっております。そういう関係もありまして、上の(1)をご覧いただくと、執行額についてはまだ少ない執行額になっていますが、これはタイムラグの関係が非常に大きいというふうに認識しております。

(3)の成果ですが、我々この対策、住宅確保支援の目的というのはまさに早期再就職ということですので、指標としましては貸付後6カ月の間にどれだけの方が常用就職しているかと、こういう数字を出しております。平成20年度、平成21年度を見ていただくと、30%弱ということですが、この数字が高いのか低いのかということですが、類似の統計を調べたところ、就業構造基本統計調査によると、これは平成19年の数字ですが、離職後6カ月の就業率が大体53%ということで、これよりはかなり下回るということですが、留意点としまして、我々の制度でとっている数字は常用就職の数字であるということで、低く出るであろうということが考えられますし、この安定資金融資の対象者となる方々は、住居喪失ということで、非正規の所から流れてきている方が非常に多いということで、非常に就職困難であるというようなことも1つ勘案する必要があるのかというふうに考えております。

時間があまりないので8頁にいきますが、この利用の実態等についてということで、利用された方15名に、これは非常に少ない数字ですが、インタビューをさせていただきました。そうしたところ、この事例1~3とあって、その下に2行ありますが、「もしこの制度がなければ」云々ということで、かなり大変な状況になっていたであろうという声もたらされておりました。この方々にとってはこの制度は非常に価値のある制度であったのではないかと考えております。まさに、こういう方々を救済するための制度なのですが、(2)にありますように、不正の事案というものも見られるということで、貸付総額92億円に対しまして4億円ぐらいの不正があったということです。これは、制度導入時、本当に多くの住居喪失者への対応ということで、とにかく迅速性を最優先したということがあろうかと思いますが、チェック体制に不十分な点があったことは十分反省しなければならないと考えています。下の②の所ですが、昨年5月からさまざまな不正利用防止対策を講じておりますが、まだまだ不十分な点があるかもしれないと。今まで起こった不正の手法、対応方法などを調査いたしまして、さらに改善をしていきたいというふうに考えています。

最後に10頁で、改革案でございます。先ほど申し上げましたように、住宅手当等々の新たな制度が出てきていますが、我々としては今のこの制度、求職者の雇用対策としては意義を依然として有しているのではないかと考えております。ただ、ほかの制度も出てきています。貸付実績も、リーマンショック以降のリストラも相当落ち着いてきている中で減ってきているというようなことで、そういった実態を踏まえた予算額の縮減ということを図る必要があるだろうというふうに思っております。

もう1つは、雇用施策としての機能強化ということをこの制度の中できちんと図るという意味で、貸付要件の見直しということで、ここに書いてあるような「ナビゲーターの相談」というものをきちんと噛ませる形でやるということも中に入れていきたいとい

うふうに考えているところです。以上でございます。

(省内事業仕分け室からの論点提示)

○田代座長

それでは、お願いします。

○総括審議官

縦長の資料の12頁からでございます。主要な論点を2つ挙げております。1つ目は、いま説明もありましたが、雇用施策としてやっている。財源も雇用保険二事業から出ているということです。したがって、そういう意味で事業主都合による離職者で、かつ住む場所がなくなった方の再就職できる環境を提供する仕組みというのがコンセプトですが、そういう観点からして十分な効果をあげているかどうかということがあろうかと思えます。先ほど数字があましたが、この貸付を受けた方の中で6カ月以内の常用就職者は3割という結果です。こういった数字を含めて、効果をご議論いただければと思っております。

それから、この制度をこのまま続けるのか、一定の役割を果たしたというふうに見るのかということです。貸付件数、2.の所の下の表に書いてありますが、確かに、平成20年度、発足当初につきましては四半期で約6,000件の貸付があったと。あの時期には相当な役割を果たしたということが言えるかと思えますが、その後、四半期ごとに見ると、平成21年度の第1四半期が3,000件、第2四半期が1,200件、第3四半期が700件、第4四半期が400件ということで、現在は月間貸付数が100数十件ということです。こういう状況等を見て、かつ下にあるように、安定所に来ている住居喪失離職者のうち、利用率もそれなりに下がってきているという状況ですので、こういう中でどう見ていくかということだろうと思っております。

それで、項目別に13頁以降に書いてありますが、1つは、貸付の見込みをどう見ていったのかということだろうと思えます。予算積算上の貸付見込みは、参考の所に書いてあるように、それぞれ7,500人、4万5,000人、2万3,000人ですが、実際の融資の利用実績は、そこにありますように、平成20年度、平成21年度はそれぞれ6,000人ぐらい、今年度は実績見込みとしても2,000人ぐらいとなっております。かつ、その背景にあるハローワークで把握する、ハローワークに来ている住居喪失離職者の人数そのものが、平成20年度は1万3,000人ありましたが、平成21年度が1万8,000人、平成22年度が1万5,000人ですので、どう見ても貸付見込みが過大な中で予算計上されていたということは言わざるを得ないのではないかと思っております。

それから、再就職した場合にインセンティブとして返済免除があるわけですので、こちらのほうで予算が執行されるのはある意味では良いことなわけですが、この見込みをどう見るかということで、先ほどの3割というものをどう考えるかということ。就職した場合の返済免除というインセンティブをどう評価するかということ。それから、先ほども話がありましたが、こういうスキームでやる以上は、ハローワークで貸付についてそれなりの関与をした以上は、きちっと再就職支援をやっていく、これを組み込んだような制度として運用していくべきではないかというようなことです。

一方、返済不能の場合です。これは最初の所にもありましたが、返済不能となって最終的に国のほうから補填するのは、貸付実行から 18 カ月後ということになっております。そうしますと、平成 20 年度、平成 21 年度というのは、本来、貸付不能の事案が出るのは、自己破産とか法律上の行為があれば別ですが、基本的にはほとんどないだろうと。そうすると、こういうスキームをつくることとは別に、予算をどうやって積算して立てていくかということについて、ややその見込み方が間違っていたのではないかということが言えるのではないかと思っております。

不正融資の問題については先ほど話があったとおりですが、約 400 件の不正融資があったということについてどう評価するかということがあります。この制度の役割ということで、先ほど安定局のほうからもありましたが、住宅手当と総合支援資金貸付は、このセットでもう 1 つの制度が昨年 10 月から動き出しております。こういう制度ができていく中で、雇用保険事業としてこの就職安定資金融資を継続する必要があるのかどうかということが論点になるだろうと。それで、参考までに、住宅手当、総合支援資金貸付の実施状況ですが、昨年 10 月以降約半年間で 2 万 5,000 件ぐらゐの実績があると、こういう状況になっております。以上でございます。

#### (議論)

##### ○田代座長

それでは、これから仕分け人からの質問等に基づきまして議論に入りたいと思います。時間は 30 分ぐらゐを目処にしていきたいと思っております。質問に対しては、当然のことながら、簡潔にお答えをお願いします。あまり長い場合にはチャイムが鳴りますので、よろしくをお願いします。30 分の 1 分前にはまたチャイムが鳴りますので、できるだけそれを守るようにお願いします。それでは、仕分け人のほうからどうぞ遠慮なく言ってください。

##### ○河北仕分け人

2 つあるのですが、13 頁目に貸付の見込みというのがありますね。こちらのほうに貸付見込みが平成 20 年度から平成 22 年度まで、7,500 人、4 万 5,000 人、2 万 3,000 人と書いてあって、住居喪失離職者、その下の下ですが、平成 20 年度、平成 21 年度、平成 22 年度見込みまで、1 万 3,000 人、1 万 7,000 人、1 万 5,000 人と、多少累積はするのでしょうか、平成 20 年度は 1 万 3,000 人の離職者に対して貸付見込み 7,500 人というのはわかるのですが、平成 21 年度 1 万 7,900 人に対して 4 万 5,000 人の見込みというのはどのように計算されたのでしょうか。

##### ○職業安定局次長

これは 7 頁をご覧くださいと思います。いまおっしゃった貸付見込みというのは、予算の計上のときに見込んである数字です。例えば、平成 21 年度の見込みを立てたのは平成 20 年の年末です。したがって、そのときには相当な方々が出ていたということで、平成 21 年度がどうなるかということがわからなかったということがあります。住居喪失離職者のほうは、実際にハローワークに出て来られた実績ですので、そのタイムラグが

非常に大きかったということです。

○河北仕分け人

もう 1 つは、3 頁目ですが、ここに国と日本労働者信用基金協会と労働金庫、それから対象者ということになっているのですが、この日本労働者信用基金協会の役割は何なのでしょう。

○職業安定局次長

そもそもの役割ですか。

○河北仕分け人

いや、この中における役割です。

○職業安定局次長

労働金庫というのは全国に 13 カ所ありまして、労働者のために融資をしている所です。この日本労働者信用基金協会というのは、労働金庫の業務の中で信用保証をしている組織なのです。今までも、この労働金庫と労信協との間で融資が滞った場合の信用保証を労働金庫が労信協に保証料を払って、何か焦げついたときには保証するという役割を担っていたわけです。今回新たに国から補填をするというスキームをつくるときに、まさに、今まで出来上がっていた労働金庫と労信協との保証関係をうまく活用するという考え方で、まず国から労信協にお金が行き、労信協が労働金庫に対して信用保証をするという仕組みをつくったということです。

○河北仕分け人

その仕組みはわかるのですが、国が補助を出して協会が保証をするという、この保証に関しては今回は補助は全額出るわけですね。ということは、労働金庫から協会に対しての保証料はゼロと考えてよろしいのですか。

○職業安定局就労支援室長

この信用基金協会が代位弁済という形で保証するのですが、信用基金協会と貸付対象者の間で保証契約を結んでいただきまして、この融資は年率 1.5%の利子なのですが、そのうちの 0.5%分が貸付対象者からの保証料という形で労働金庫を通じて信用基金協会に支払われるという形になります。

○河北仕分け人

ということは、その 0.5%分は、国が全額保証しているわけですから、この間に入った所の丸儲けと考えていいわけですね。

○職業安定局就労支援室長

国の補助金につきましては、返済免除あるいは貸し倒れにつきまして保証するわけで

すが、保証料につきましてはその額から差し引いて残りの分を国が保証するという形になっております。

#### ○住田仕分け人

細かい数字なのですが、いまの河北先生とも関連するのですが、要するに国が出す予算で執行するのは保証料だけですね。ほかに何か出すものがあるのですか。例えば、6頁と7頁を見ると、予算の執行額は平成21年度は8億6,800万ですが、7頁の最後の所には、足すと8億2,500万円ですね。ですから、その差というのは何か。もう1つは、国がこういうスキームをつくってそれに予算を出すわけですが、国としては保証料を要求したら払うだけの話で、借りた人のデューデリジェンシー、要するに審査ですが、保証するときにはどういう人を保証するかというのは民間の保証をする機構では、金融機関をはじめ審査というのはするのですが、それは何もしないで、言われたままに返済免除、貸し倒れに対して「はい、わかりました」と、こうやって出すだけなのですか。

#### ○職業安定局就労支援室長

最初のご質問ですが、先ほどご指摘があった6頁の平成21年度の執行額は8億6,800万円あります。この中で、平成21年度につきましては自己破産等の貸し倒れと返済免除があるわけですが、これの補填分が8億3,000万円ぐらいあります。ところが、一方で、先ほど申し上げた貸付対象者からの保証料が入ってきますので、それが3,000万円ありますので、差し引き8億円と。それから、それ以外は何かということですが、人件費と事務費を合わせて約6,500万円ほどあるということです。

2点目につきましては、これは冒頭に説明申し上げましたように、派遣労働者とか契約社員という形で、それがリーマンショック以後の経済悪化で事業主都合で解雇された、あるいは雇い止めされた。それと同時に、社宅を追い出されて住居を失った方をまず対象にする、これは当たり前ですが、その中でその離職の事実と住居が確実に確保される見込み、その他、その住居の予定地等の確認を行いまして、それはハローワークで審査をします。そして、労働金庫のほうに誘導されまして、労働金庫のほうでは金融機関としての審査、つまり多重債務がないとか、信用面の調査、信用に傷があるかないかというようなことを調査しまして、返済の能力をそこでチェックして貸付をする。しかしながら、こういう住居と仕事を一緒に失ったような方ですので、どうしても就職に至らないということで、最終的に焦げついてしまうということはある。そして、それは18カ月の債権管理期間を置いておりますので、この平成20年12月に貸し付けた人がそろそろ出てくる時期に差しかかっているということです。

#### ○住田仕分け人

そのデューデリジェンシー、審査の不行き届きということで、不正取引というようなものもその一環として出てくるわけですよ。ですから、言われたままに出すのではなくて、あなた方がやらなくても、どこかのこのスキームの中の機関で審査体制をしっかりとっていないとまずいのではないですか。

○職業安定局次長

そここのところは、先ほども申し上げたように、きちっとやらなければならないというふうに思っております。ただ、おっしゃっている趣旨は、きちんと返してくれそうかという意味での審査ということですか。

○住田仕分け人

もちろん、それも含めてですし、この不正取引がこんなに金額が大きいとは思わなかったのですが、そういうことも含めて一般的に、要するにこれはファイナンスですから、不幸にして離職した人といえどもファイナンスなのです。ですから、それに対してのやり方というのは、審査というのは大げさなのですが、そういうことは大事なことだと思います。言われたままに金を出すというのは、これは国民の税金ですから、その辺については今後も件数とか金額が少なくなるかもしれないけれども、これは制度としては有用な制度で、利用者はまだあると思うのです。またいつどうなるかわからないです。リーマンショックではなくてほかの何とかショックが出るかもしれませんから、そういう面での、かわいそうだ、出す、というのではなくて、国民の税金を使うわけだから、その辺のしっかりとした審査ということになるのですが、必要なのではないかと思います。不正取引も含めて、こんなに不正取引があるなんて国民は知りませんよ。

○職業安定局次長

はい。

○江澤仕分け人

最小不幸社会ということで、生活保護あるいはこのルール、必要だと思います。不幸にしてなった場合は誰しも助けられるので是非必要だと思います。ただ、いまもありませんが、懸命に働いている人、一生懸命に歯を食い縛っている人、少ない収入から懸命に税金を払っている人から見ると、「ムッ、何だ」と思うところもあると思います。受けた方に、あるいは受ける方に明るい歯止め、明るい歯止めという文学的な日本語で言ってしまったのですが、再就職したら免除するとかがありましたよね。明るいというか、あなたが努力すれば免除するよというルールだと思うのです。例えば、そういったようなルールで、ハローワークの就職あっせん活動を含めて、自助努力を促すような活動というのは具体的にどういうことをされているのですか。

○職業安定局就労支援室長

おっしゃるとおり、この制度を運用するからには、この制度が目的としている早期再就職というものが図られて初めてこの制度が生きてきて、国民の皆さんのご理解も得られるということだと思います。したがって、私ども、この貸付を受けた方につきまして、今年度からハローワークに就職支援の専門員を置いていますが、この方々が必ずマンツーマンで就職支援をするようにという指示を出しております。それから、改革案の10頁の2に書いてありますが、この貸付の要件として、就職支援専門員、就職支援ナビゲーターといいますが、これとの相談を週1回義務付けるということで、その就職活動の要

件を厳しくして、そういう機能を果たせるように改善していきたいと思っております。

#### ○江澤仕分け人

わかりました。私もハローワークに通ったことが若干あるのですが、もっと温かい対応が欲しいと思う。たまに、ある事情でそうなったのですが、55歳ぐらいなのだけれども、職探しに困ったことがあるのかな、経験したことがあるのかなというような発言が出てくる。それは、それは己が経験しなくとも、これだけの社会ですから、いろいろ想像なり経験者に聞けばわかることでね。まあ、ハローワークの業務に言及してしまっていますが、密接に関係しているので、非常に温かい対応というのですか、受ける方はそれだけ失敗したとかちょっとしたことがある方なので温かい対応が必要かと思います。

#### ○安念仕分け人

これは6か月以内に常用雇用だと、インセンティブとして弁済が免除になるのですよね。そうするとお金は一部返ってこないわけですね。一方、ここから先はどうなるかわからないけれども、6カ月を過ぎて常用雇用ができないとなったら、法的には債権放棄はしないのだけれども、常識的に考えて、まずは返ってこない金だろうなど見るのが常識ではないですか。ということは、6か月以内に就職すれば一部とはいえ返ってこない、それで就職できなかったら事実として返ってこない。ということは、要するにこれはくれてやるというふうに割り切ってしまったほうが早いのではないですか。

#### ○職業安定局次長

そういう考え方もあるかもしれませんが、我々としてはこれはあくまでも融資制度として仕組んでいるということでありまして、できる限り、返していただくようなことを努力をする。再就職された場合には免除というのがありますが、その場合は、一部についての免除ですので、ある程度は返していただけるということがあります。ただ、確かにおっしゃるように、再就職できないままずっといらっしゃる方に返していただくというのはなかなか困難であろうと。

#### ○安念仕分け人

それで、お見込みのとおり、3割ぐらいしか6か月以内常用雇用を果たしてない。私はこれはある意味で当然だと思うのです。つまり、クビになったら家もないという人はもともと良い条件の雇用ではなかったはずですね。おそらく、非正規とか、心ならずもあまり良い環境では働いていなかった方に違いないわけですよ。私の言いたいことは、ファイナンスというのは、その志としては良いのだけれども、意外にコストのかかることなのです。つまり、ファイナンスをすると管理しなければいけないので、そのため物を調べたり人間を張り付けたりしなければいけない。しかし、これぐらいの金ならば、これはあまり大きな声では言えないかもしれないけれども、どうせ返ってこないならば、割り切って、やってしまう。くれてやる金に全部制度を統合してしまったほうが、単純明瞭でいいのではないかとは思いませんか。いや、思いませんとおっしゃるのだけれども、そのほうがわかりやすいような気がするのですけどね。

○職業安定局次長

我々としてはハローワークも活用しながらできるだけ再就職を。ただ、確かに、このインタビューを見ても、住居を持っているかないかというのが採用の面ではものすごく大きな条件になりますので、本当に人として認めてもらえないようなことですので、住居を確保するということが再就職のためのものすごく大きな足掛かりになることは間違いないと思います。

○安念仕分け人

そういうことはよくわかります。その住居を確保してあげるのは大切です。家がなかったら、履歴書に現住所を書けないのですからね。そのことは決定的に大切だということとはよくわかるのです。だから、形だけと言っては悪いけれども、そのファイナンスというやり方をとるのか、もう割り切ってしまうのか、そういう政策的な判断なのだろうと思います。

○田代座長

いまのことに関連するのですが、先ほども不正の話がありました。それで、いまはあくまでも融資だと。それはもちろん考えはわかるのですが、労働金庫で貸付審査をすることになっていますが、この段階で駄目という例は結構あるのですか。それとも、ほとんどオーケーなのですか。

○職業安定局就労支援室長

ほとんどオーケーというわけではありませんで、いま詳しいデータはないのですが、2割ぐらいは不承認ということになると思います。

○田代座長

その2割というのはどういうケースなのですか。

○職業安定局就労支援室長

それは信用調査。

○田代座長

信用といっても、もともと信用のない人たちがほとんどですね。

○職業安定局就労支援室長

そうです。多重債務とか、過去の信用に傷があるということではないかと思えます。正確なデータはいま持ってありませんが。

○田代座長

もう1点、資料の12、13頁です。13頁には、平成22年度の住宅喪失離職者が、まだ



1万5,000ちょっといるだろうという見通しがあります。12頁の下には、平成22年度で本制度を利用するのは13%ぐらいしかいないのではないかと。住宅を失って離職した人の数はこの3年間あまり変わっていないのに、利用する人が急に下がるのはどういうことなのでしょう。

○職業安定局就労支援室長

我々がそうではないかと思っていますのは、先ほど申し上げました「住宅手当+総合支援資金貸付」の制度が昨年12月から始まっています、こちらの制度で対応しているところが増えているということではないか、ということです。

○住田仕分け人

つまらないことですが、これは外国人労働者にも適用なのですか。

○職業安定局就労支援室長補佐

適用になります。

○住田仕分け人

そうですか。

○安念仕分け人

私、聞き漏らしたかもしれませんが、この財源は一般会計ではなくて雇用保険から出ている。そうすると、あくまで説明の話として、雇用者、雇う側にとってのメリットは何なのだという説明になりますか。雇う側というのは、これらの人を具体的に雇うという意味ではなくて、いわば、エンプロイヤー、雇用保険の拠出者としてのエンプロイヤー一般にとって、この制度がどういうメリットがあるという説明になりますか。

○職業安定局総務課長

一応、考え方としては、これは離職されている、企業から解雇等をされている方、要はそういう責任を事業主全体として負っていくということと、こういう方が家を確保できたことによって、再就職活動を速やかに行うことによって、さまざまな面で事業主全体にとっての利益になり得るということと、両者相まってだと思いますが、いずれにしても責任分野ということではないかと思います。

○安念仕分け人

雇用が促進されれば、大きな目で見れば、雇用保険にとっても負担が軽減されることになりますよね。そういう説明になるのですか。

○職業安定局総務課長

ご説明申し上げますが、この方々は雇用保険に入っている方が大多数あるわけですが、保険だけでは一時的な敷金、礼金の分までまとまった額がない。だから、そこは、逆に

言えば、お金を貸してあげて、それによってアパートなり何なりを確保していただき、そして再就職活動をそこを拠点としてやっていただくことによって再就職できれば、いずれは、特に早期であれば一部免除いたしますが、いずれにしても企業のほうに返ってくる。つまり、早期再就職によって雇用保険も少なくなるし、経済全体としても、企業全体としても役立つということだと思います。

○田代座長

1点よろしいですか。今までの話と少し観点が違うのですが、ここで諸々の数字が出ていますが、これはあくまでもハローワークに行って相談するなり、その人たちについての数字と見てよろしいですね。なぜかという、ハローワークにも行けない、行っていない、そういう人も中に結構いると思うのですが、それは全くいまの話の中では除外されていると見てよろしいですか。

○職業安定局就労支援室長

就職件数は、大半はハローワークの就職支援であろうかと思いますが、自力で就職した方も含まれております。

○田代座長

例えば、路上生活者と言うと言葉が悪いですが、そういう人たちで、いろいろな理由でハローワークに行けない、あるいは行く気がないというような人も、新聞等によると結構多いと聞いていますが、そういう人たちは今回のこれの対象外と見てよろしいですね。

○職業安定局就労支援室長

いわゆるホームレスの方はこの中には入っていません。

○安念仕分け人

申請するときには労働金庫の窓口に行く必要はあるのですか。

○職業安定局就労支援室長

まず、最初の事前のこの制度の周知とか、離職の事実の確認とか、あるいは入居する予定の住居の確認とか、こういったことについてはハローワークでやりまして、それを受けて、ハローワークがこの人は対象になり得ますという証明書を出しまして、それを持って労働金庫の窓口で利用者の方が申請をする。そして、労働金庫ではその信用面の審査をした上で貸付を決定するという形になります。

○安念仕分け人

労働金庫の店は全国にどのぐらいあるのですか。

○職業安定局就労支援室長

670 ほどだと思います。

○長妻厚生労働大臣

また中座をして申し訳ありません。これはここで議論が出たかどうかはあれですが、貸付制度が不正に利用されたと見られる事案が 395 件、約 4.3 億円あるということで、これは報道もされているわけですが、私も、報道の直後、この調査と改善策の指示をしたはずですが、今回の改革案の中のどこにそれが書いてあるのですか。調査はどのぐらいの時期をかけて、いくつのサンプル数でどういう結果がいつごろ出るのか、それはどこに書いてあるのですか。

○職業安定局就労支援室長

不正案件につきましては、新聞報道を踏まえまして、労働金庫と確認をとった上でこの資料の 8 頁に記載させていただいております。ここには不正の事実と、それがこの貸付総額に対してどのぐらいの割合になるのか、これまで講じてきた不正利用防止のための措置を書いております。そして、今後の対応につきましては、改めて実態調査をして防止対策の強化を図ってまいりたいと考えておりますが、これはこの時点でまだこれから労働金庫との調整等もありますので、具体的にはこの中には記載しておりません。しかしながら、6 月中を目処にこの実態調査を改めてやりまして、さらなる防止対策を講じていきたいと考えております。

○長妻厚生労働大臣

そうしましたら、いまの記述のところの②は、①②③と「不正利用防止のため、次の措置を実施」というのは、過去に実施をしているけれどもその後も不正があったということですかね。そうだとすれば、いま 6 月中とおっしゃいましたので、ここは本当に公的な場ですから、6 月末までに調査の結果をこの全仕分け人の方、あるいは傍聴人の方もおられますので、インターネット上で、マスコミも含めて公表をするということで、まず調査をしっかりとやってもらいたいということを指示しますので、6 月末までによるしく願います。

○山井厚生労働大臣政務官

遅れてきて、また、途中で出て申し訳ありません。大臣の話の続きであります。確認ですが、この 8 頁の(2)の②の①②③、つまり不正利用防止の①～③では、今回問題になっている悪用事案、4 億円を越す不正の悪用の事案は、この①～③では対応はできるのですかできないのですか。

○職業安定局次長

そこについては、今回、不正があった案件につきまして、どういう時期にそれが発生したのかということをお調べしております。山井政務官がおっしゃるように、例えばこの①の対策をとった後についてはその不正が行われていないということが確認できればこの対応策は有効であったということが言えると思うのですが、いずれにしましても、

どういう状況であるのかということをしかり調べた上で、何が足りないかということを確認をして、それに対するどういう対策があり得るかということをしかり構築しなければいけないと思っています。

○山井厚生労働大臣政務官

あえてお聞きしますが、ここの記事のみならず、廃止すべきだと言って私にアドバイスをしてくる方もいるのですが、それについてのご意見はいかがですか。

○職業安定局次長

これは先ほども議論の中で申し上げたのですが、住宅手当と総合資金貸付の制度が昨年の10月からできまして、対象者としてはかなり重なる部分があって、そちらのほうで対応していただける部分はかなり増えてきているということは事実だと思うのですが、我々が見たところ、今まで1万1,000件の貸付がありますが、そのうち6割は雇用保険受給者の方です。雇用保険受給者の方々というのは、社会援護局の総合資金貸付の対象からは外れております。したがって、こういう方々のセーフティネットが、雇用保険を受け取っている方ですからそんなに困っていないのかなという感じもありますが、例えば東京辺りだと入居費用のために大体40万円ぐらにかかるとのことです。そのお金を一遍に出せるかということを考えてときに、こういった融資制度というのは必要ではないかということをおもっておりまして、そういう意味では、まさにご議論ではありますが、このセーフティネットをなくしてよいかどうかということをしかり検証する必要があるのではないかとおもっております。

○山井厚生労働大臣政務官

趣旨自体は誰も反対はしないと思うのですが、これだけ不正が明らかになると国民は許さないというか、そこが再発防止できるという担保というか、そういう仕掛けができないと国民の理解はなかなか得られにくいのではないかとおもいますので、先ほど大臣から指示があった実態調査と対策を是非よろしくお願ひしたいとおもいます。

(仕分け準備)

○田代座長

ありがとうございました。いまチャイムが2回鳴りました。ちょうど時間でございます。では、仕分け人のほうで評価シートにご記入いただきます。1、2分お待ちください。

(仕分け意見の表明)

○田代座長

記入が終わったようです。では、安念さんのほうから。

○安念仕分け人

すでに言ったかとおもいますが、住宅手当に統合すればよろしいとおもいます。貸付という制度、ファイナンスという制度で残す意味はないとおもいます。ただ、別に、厚労省の

肩を持つわけではないが、こういう火事場の給付、いますぐある程度のお金を出してやらないとどうしようもないというのは、確かに、不正はもちろん悪いのだけれどもある程度出るのは仕方がないと思います。もちろん、3%をどう考えるかは別問題だし、当然こっちのほう絡んでいるのは分かりきったことだけれども、ある程度は仕方がないと思います。

○河北仕分け人

緊急的な制度ですから、一定期間様子を見ながら、必要なときに廃止をするということなのだろうと思います。

○田代座長

私も、こういう世の中が非常に変化が大きいときに、一旦つくってしまうとなかなかやめられない、あるいは修正できないというのが過去いろいろ例がありますので、まさに、今後、世の中の動きを見ながら柔軟に考えていっていただきたいと思います。

○住田仕分け人

不正のことについては私も先ほど意見を申し上げましたが、私は、個人的には、この制度は民主党政権の中では経済は安定するかもしれませんが、これは経済はどうなるかわからない。ですから、非常に有用な制度であることは間違いないと思いますが、逆に言うと、有用な制度は不正に使われる。ですから、私は前の回では丸投げという言葉を使いましたが、今回はあなた方は言いなりなのです。要するに、最終の金は国民の税金を出しているだけなのです。ですから、それはストラクチャーの中では審査を労働金庫がするかもしれませんが、あなた方が言いなりではなくて審査のガイダンスをつくるとか、いろいろな方法を講じないと、これは国民の税金を払う側からは納得がいかないと思います。有用な制度には間違いないけれども、有用であるからこそ余計に悪用しようという人が出てくるのです。その辺はよくお考えになったほうがいいと思います。

○江澤仕分け人

制度としては是非存続をお願いします。それで、不正防止もさることながら、受けている方の就職支援、明るい支援、これが大切のような気がします。

(仕分け意見の結果発表)

○田代座長

ありがとうございました。それでは、総括審議官からお願いします。

○総括審議官

いただきました評決の結果ですが、「改革案では不十分」が5人全員です。5人の内訳ですが、「直ちに事業廃止」が1人、「一定期間経過後に廃止」が1人、「事業を継続するが更なる見直しが必要」が3人です。以上でございます。

(政務三役からのコメント)

○山井厚生労働大臣政務官

誠にありがとうございます。この制度の趣旨、必要性ということに関しては方向性はみんな近いと思うのですが、残念ながらというか、国民の目は相当厳しいということをお私達も肝に命じないと、こういう問題が指摘されていて実態があるにもかかわらず改善の努力を十分にしていないということになれば、厚生労働省の施策自体がそんないい加減なものなのかとって国民の信頼を失いかねませんので、この4億円も大切な国民の皆様方の税金であるわけですから、そういう意味では、今回問題になった不正の事案がどうすれば限りなくゼロにできるかということをしつこく反省し検証することがすべての今後の前提であるのではないかと思います。このことのみならず、ほかのこういう本当に貧困な方や求職支援の方々に対する支援というのは、正直言います、全く同じ問題を抱えていまして、使い勝手が悪い、緩くしてくれと言われて緩くすると不正が勝ってくる、それでももう少し厳しくすると困っている人が使えない。時間がかかる、書類が多すぎる、お役所仕事だと言われる。そのバランスで私達も悩んでいるわけですが、残念ながら、今回はこの事業に関しては明らかなこういうひどい事例が見つまっているわけですから、是非、この対処にスピーディに、かつ確実に取り組んでいただきたいと、誠に本日はありがとうございます。

○田代座長

ありがとうございました。それでは、いろいろな議論がありましたけれども、今後の検討にもその辺を十分反映させていただきたいと思っております。これで本日の議事がすべて終了しました。ただ、最後にもう一言言いたいという方がおられましたら、遠慮なくどうぞ。よろしいですか。それでは、これで終わりたいと思っております。どうも長い間ありがとうございました。